No.１８

令和７年（３月）

第１回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第１１号	熊谷市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	1
第１２号	熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	2
第１３号	熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	5
第１４号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	7
第１５号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	３３
第１６号	熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表	都市計画課	３９
第１７号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	建築審査課	４０
第１８号	熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	東部地域開発推進室	８６
第１９号	熊谷市営駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表	商業観光課	８７
第２０号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	下水道課	８９
第２１号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	９０
第２２号	熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消防総務課	９３
第２３号	熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消防総務課	９４
第２４号	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	環境推進課	９６

第２５号	熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	都市計画課	９７
第２６号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	９８
第２７号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	９９
第２８号	熊谷市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例案新旧対照表	安心安全課	１００
第２９号	熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶務課	１０１
第３１号	業者名及び入札結果 （熊谷市立勤労会館等解体工事）	市民活動推進課 （契約課）	１０２
第３２号	認定路線調書・位置図	管理課	１０６
第３３号	廃止路線調書・位置図	管理課	１１３

議案第１１号の参考資料

熊谷市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の分限に関する条例（平成１７年条例第３１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（失職の特例） 第５条　任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 ２　（略）	（失職の特例） 第５条　任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 ２　（略）

議案第１２号の参考資料

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１７年条例第３７号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第８条の３　（略） ２　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第８条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　（略） ４　前３項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他こ	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第８条の３　（略） ２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第８条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　（略） ４　前３項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他こ

改　正　案	現　行
れらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第３項まで及び第１４条第２項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	れらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第３項まで及び第１４条第２項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
５　（略）	５　（略）
（特別休暇）	（特別休暇）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
２　職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。	２　職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。
⑴～⑯　（略）	⑴～⑯　（略）
⑰　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは	⑰　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾

改　正　案	現　行
疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間	病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間
⑱～㉓　（略）	⑱～㉓　（略）

議案第１３号の参考資料

熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例（平成１７年条例第４８号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
第５条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第５条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　基準日前１か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの	⑶　基準日前１箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
第５条の３　市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第５条の３　市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
⑵　（略）	⑵　（略）

改　正　案	現　行
2　（略）	2　（略）
3　市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	3　市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合	⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
4・5　（略）	4・5　（略）

議案第１４号の参考資料

熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

新旧対照表

（第１条関係）

熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
（給料） 第２条　給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 第６条　（略） ２・３　（略） ４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 （扶養手当） 第７条　（略） ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 ⑴～⑸　（略） ３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、前項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものにあっては、３，５００円）とする。 ４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 ５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第８条　削除

現　　行
（給料） 第２条　給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 第６条　（略） ２・３　（略） ４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。 （扶養手当） 第７条　（略） ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 ⑴　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） ⑵～⑹　（略） ３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については１人につき６，５００円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「行８級職員」という。）にあっては、３，５００円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万円とする。 ４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第８条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 ⑴　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 ⑵　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（通勤手当）

第９条　（略）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第１号及び第３号に掲げる職員にあっては月の１日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第２号に掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

⑴　前項第１号に掲げる職員　規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

⑵　前項第２号に掲げる職員　次の表に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、１か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

（略）

⑶　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第１号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

⑴　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

⑵　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

⑶　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行８級職員が行８級職員以外の職員となった場合

⑷　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行８級職員以外の職員が行８級職員となった場合

⑸　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（通勤手当）

第９条　（略）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第１号及び第３号に掲げる職員にあっては月の１日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第２号に掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

⑴　前項第１号に掲げる職員　規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その者の１箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額が５万５，０００円を超えるときは、５万５，０００円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額）

⑵　前項第２号に掲げる職員　次の表に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、１箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

（略）

⑶　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額（その者の１箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額が５万５，０００円を超えるときは、５万５，０００円

３　運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項第２号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、１５万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

４　前３項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当）

第１２条　（略）

２～４　（略）

５　正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が１月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項又は第３項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあっては１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあっては１００分の５０を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

６・７　（略）

（休日勤務手当）

第１３条　（略）

２　（略）

３　前２項の休日とは、勤務時間条例第９条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第１０条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第９条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第１０条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）その他規則で定める日をいう。

（管理職手当）

第１５条の２　市長は管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定めるもの（以下「管理監督職員」という。）に管理職手当を支給することができる。

２　（略）

（管理職員特別勤務手当）

第１５条の３　管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管

にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額)、第１号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額。

３　前２項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当）

第１２条　（略）

２～４　（略）

５　正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が１月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項又は第３項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあっては１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあっては１００分の５０を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

６・７　（略）

（休日勤務手当）

第１３条　（略）

２　（略）

３　前２項の休日とは、勤務時間条例第９条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第１０条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は勤務時間条例第９条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第１０条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）その他規則で定める日をいう。

（管理職手当）

第１５条の２　市長は管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定めるものに管理職手当を支給することができる。

２　（略）

理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）

⑵　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において規則で定める額

第１６条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

⑴・⑵　（略）

⑶　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第１６条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

⑵　（略）

２　（略）

３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

⑵・⑶　（略）

４～６　（略）

（地域手当等の支給方法）

第１６条の５　地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第１６条の７　第４条第３項から第１１項まで及び第７条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しな

第１６条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

⑴・⑵　（略）

⑶　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第１６条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

⑵　（略）

２　（略）

３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

⑵・⑶　（略）

４～６　（略）

（扶養手当等の支給方法）

第１６条の５　扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第１６条の７　第４条第３項から第１１項まで、第７条、第８条及び第８条の３の規定は、定年前再任用短時間

い。

（任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第１６条の８　第７条及び第８条の３の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附　則

１～６　（略）

（扶養手当に関する経過措置）

７　継続採用職員の扶養親族で、新市設置の日前において熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年条例第　号）第１条の規定による改正前の熊谷市一般職職員の給与に関する条例第８条第１項の規定に相当する合併前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

８～１７　（略）

１８　継続採用職員の扶養親族で、編入日前において熊谷市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年条例第　号）第１条の規定による改正前の熊谷市一般職職員の給与に関する条例第８条第１項の規定に相当する編入前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

１９～３１　（略）

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	459,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	461,200
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	462,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	463,800
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	465,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	466,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	466,700
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	467,400
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	468,100
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	468,800
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	469,500
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	470,100
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	470,700
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	471,200
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	471,800
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	472,400
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	473,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	473,500
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	474,000
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	474,400

勤務職員には適用しない。

（任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第１６条の８　第７条、第８条及び第８条の３の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附　則

１～６　（略）

（扶養手当に関する経過措置）

７　継続採用職員の扶養親族で、新市設置の日前において第８条第１項の規定に相当する合併前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

８～１７　（略）

１８　継続採用職員の扶養親族で、編入日前において第８条第１項の規定に相当する編入前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

１９～３１　（略）

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400

	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	474,700
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	475,000
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	480,600
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	483,600
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	486,700
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	489,400
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	492,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	495,500
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	498,600
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	501,300
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	408,300	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	410,200	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	412,100	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	380,200	413,900	455,400	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	381,700	415,700	456,900	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	383,500	417,500	458,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	385,200	419,300	459,800	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	386,800	421,100	461,200	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	388,500	422,700	462,500	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	389,900	424,200	463,800	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	391,300	425,700	465,000	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	392,700	427,200	466,000	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	394,100	428,700	466,700	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	395,300	430,000	467,400	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	396,500	431,300	468,100	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	397,500	432,500	468,800	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	398,600	433,700		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	399,800	435,000		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	400,900	436,300		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	402,000	437,500		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	402,700	438,700		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	403,400	439,500		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	404,100	440,300		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	404,800	441,100		
定年前	62	248,800	287,400	334,000	375,100	405,400	441,700		
再任用	63	249,100	288,000	334,600	375,700	406,000	442,300		
短時間	64	249,400	288,500	335,300	376,300	406,500	442,900		
勤務職	65	249,700	289,000	336,100	376,600	406,900	443,500		
員以外	66	250,000	289,600	336,800	377,200	407,300	444,200		
の職員	67	250,300	290,100	337,500	377,900	407,500	445,000		

	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	480,600
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	483,600
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	486,700
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	380,200	405,400	446,600	489,400
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	381,700	408,300	447,000	492,500
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	383,500	410,200	447,400	495,500
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	385,200	412,100	447,800	498,600
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	386,800	413,900	448,200	501,300
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	388,500	415,700	448,600	
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	389,900	417,500	449,000	
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	391,300	419,300	449,300	
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	392,700	421,100	455,400	
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	394,100	422,700	456,900	
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	395,300	424,200	458,300	
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	396,500	425,700	459,800	
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	397,500	427,200	461,200	
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	398,600	428,700	462,500	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	399,800	430,000	463,800	
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	400,900	431,300	465,000	
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	402,000	432,500	466,000	
定年前	66	250,000	289,600	334,000	373,000	402,700	433,700	466,700	
再任用	67	250,300	290,100	334,600	373,700	403,400	435,000	467,400	

68	250,600	290,700	338,100	378,500	407,800	445,400		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	408,100	446,100		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	408,400	446,600		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	408,700	447,000		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	409,000	447,400		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	409,300	447,800		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	409,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	409,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	410,100			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	410,400			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	410,600			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	410,900			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	411,200			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	411,500			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	411,700			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	412,000			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	412,300			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	412,500			
86	256,000	297,100	346,000	386,600	412,700			
87	256,300	297,400	346,400	387,000	413,000			
88	256,600	297,700	346,800	387,400	413,300			
89	256,900	298,000	347,000	387,700	413,500			
90	257,200	298,300	347,400	388,200	413,600			
91	257,500	298,600	347,800	388,600	413,900			
92	257,800	299,000	348,200	389,000	414,200			
93	258,100	299,200	348,400	389,300	414,400			
94		299,400	348,800	389,700	414,600			
95		299,700	349,200	390,000	414,900			
96		300,100	349,500	390,300	415,200			
97		300,300	349,800	390,500	415,400			
98		300,600	350,200	390,900	415,600			
99		301,000	350,600	391,200	415,900			
100		301,400	351,000	391,500	416,200			
101		301,600	351,500	391,700	416,400			
102		301,900	351,900	392,200	416,600			
103		302,200	352,300	392,600	416,900			
104		302,500	352,700	393,000	417,200			
105		302,700	353,200	393,300	417,400			
106		303,000	353,600	393,800	417,600			
107		303,300	353,900	394,200	417,900			
108		303,600	354,200	394,600	418,200			
109		303,800	354,700	394,900	418,400			
110		304,200		395,400	418,600			
111		304,600		395,800	418,900			
112		304,900		396,200	419,200			
113		305,100		396,500	419,400			

短時間勤務職員以外の職員	68	250,600	290,700	335,300	374,300	404,100	436,300	468,100	
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	404,800	437,500	468,800	
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	405,400	438,700		
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	406,000	439,500		
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	406,500	440,300		
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	406,900	441,100		
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	407,300	441,700		
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	407,500	442,300		
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	407,800	442,900		
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	408,100	443,500		
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	408,400	444,200		
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	408,700	445,000		
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	409,000	445,400		
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	409,300	446,100		
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	409,500	446,600		
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	409,800	447,000		
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	410,100	447,400		
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	410,400	447,800		
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	410,600			
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	410,900			
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	411,200			
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	411,500			
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	411,700			
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	412,000			
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	412,300			
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	412,500			
	94		299,400	347,400	386,600	412,700			
	95		299,700	347,800	387,000	413,000			
	96		300,100	348,200	387,400	413,300			
	97		300,300	348,400	387,700	413,500			
	98		300,600	348,800	388,200	413,600			
	99		301,000	349,200	388,600	413,900			
	100		301,400	349,500	389,000	414,200			
	101		301,600	349,800	389,300	414,400			
	102		301,900	350,200	389,700	414,600			
	103		302,200	350,600	390,000	414,900			
	104		302,500	351,000	390,300	415,200			
	105		302,700	351,500	390,500	415,400			
	106		303,000	351,900	390,900	415,600			
	107		303,300	352,300	391,200	415,900			
	108		303,600	352,700	391,500	416,200			
	109		303,800	353,200	391,700	416,400			
	110		304,200	353,600	392,200	416,600			
	111		304,600	353,900	392,600	416,900			
	112		304,900	354,200	393,000	417,200			
	113		305,100	354,700	393,300	417,400			

	114		305,300		397,000	419,600			
	115		305,600		397,400	419,900			
	116		306,000		397,800	420,200			
	117		306,200		398,100	420,400			
	118		306,400		398,600				
	119		306,700		399,000				
	120		307,000		399,400				
	121		307,400		399,700				
	122		307,600		400,200				
	123		307,900		400,600				
	124		308,200		401,000				
	125		308,500		401,300				
	126				401,800				
	127				402,200				
	128				402,600				
	129				402,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第１６条の６に規定する職員を除く。

別表第２（第３条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200

	114		305,300		393,800	417,600			
	115		305,600		394,200	417,900			
	116		306,000		394,600	418,200			
	117		306,200		394,900	418,400			
	118		306,400		395,400	418,600			
	119		306,700		395,800	418,900			
	120		307,000		396,200	419,200			
	121		307,400		396,500	419,400			
	122		307,600		397,000	419,600			
	123		307,900		397,400	419,900			
	124		308,200		397,800	420,200			
	125		308,500		398,100	420,400			
	126				398,600				
	127				399,000				
	128				399,400				
	129				399,700				
	130				400,200				
	131				400,600				
	132				401,000				
	133				401,300				
	134				401,800				
	135				402,200				
	136				402,600				
	137				402,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第１６条の６に規定する職員を除く。

別表第２（第３条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300

11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000

11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000

	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
	86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,200
	87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,700
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,100
	89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,500
	90	288,100	316,900	353,500	371,500	399,900
	91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,300
	92	289,100	318,900	354,700	372,200	400,700
	93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,100
	94	290,200	320,400	355,500	373,300	401,500
	95	290,800	321,100	356,000	373,800	402,000
	96	291,400	321,700	356,400	374,300	402,400

	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
	94	290,200	320,400	353,500	371,500	398,200
	95	290,800	321,100	354,100	371,900	398,700
	96	291,400	321,700	354,700	372,200	399,100

97	292,000	322,200	356,900	374,900	402,800
98	292,500	322,500	357,300	375,400	403,200
99	293,000	323,100	357,800	375,900	403,600
100	293,500	323,700	358,200	376,300	404,000
101	294,000	324,100	358,500	376,900	404,400
102	294,500	324,700	359,000	377,400	404,800
103	295,000	325,300	359,400	377,900	405,200
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600	381,400	
111	297,800	328,800	363,100	381,800	
112	298,100	329,100	363,500	382,200	
113	298,400	329,400	363,900	382,600	
114	298,600	329,800	364,300	383,000	
115	298,900	330,100	364,800	383,500	
116	299,100	330,400	365,300	383,900	
117	299,400	330,600	365,700	384,300	
118	299,700	330,900	366,200	384,700	
119	300,000	331,200	366,700	385,200	
120	300,300	331,400	367,200	385,600	
121	300,600	331,600	367,500	386,000	
122	301,000	331,900		386,400	
123	301,300	332,200		386,900	
124	301,600	332,500		387,300	
125	301,800	332,700		387,700	
126	302,000	333,000		388,100	
127	302,300	333,400		388,600	
128	302,700	333,600		389,000	
129	302,900	333,800		389,400	
130	303,200	334,000		389,800	
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			

97	292,000	322,200	355,100	372,800	399,500
98	292,500	322,500	355,500	373,300	399,900
99	293,000	323,100	356,000	373,800	400,300
100	293,500	323,700	356,400	374,300	400,700
101	294,000	324,100	356,900	374,900	401,100
102	294,500	324,700	357,300	375,400	401,500
103	295,000	325,300	357,800	375,900	402,000
104	295,400	325,800	358,200	376,300	402,400
105	295,800	326,200	358,500	376,900	402,800
106	296,300	326,700	359,000	377,400	403,200
107	296,800	327,200	359,400	377,900	403,600
108	297,100	327,700	359,700	378,400	404,000
109	297,300	328,100	360,100	379,000	404,400
110	297,600	328,500	360,600	379,400	404,800
111	297,800	328,800	361,100	379,900	405,200
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600	381,400	
115	298,900	330,100	363,100	381,800	
116	299,100	330,400	363,500	382,200	
117	299,400	330,600	363,900	382,600	
118	299,700	330,900	364,300	383,000	
119	300,000	331,200	364,800	383,500	
120	300,300	331,400	365,300	383,900	
121	300,600	331,600	365,700	384,300	
122	301,000	331,900	366,200	384,700	
123	301,300	332,200	366,700	385,200	
124	301,600	332,500	367,200	385,600	
125	301,800	332,700	367,500	386,000	
126	302,000	333,000		386,400	
127	302,300	333,400		386,900	
128	302,700	333,600		387,300	
129	302,900	333,800		387,700	
130	303,200	334,000		388,100	
131	303,600	334,400		388,600	
132	304,000	334,600		389,000	
133	304,200	334,900		389,400	
134	304,500	335,300		389,800	
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			

	140	306,200	337,600			
	141	306,400	337,900			
	142	306,800	338,300			
	143	307,200	338,600			
	144	307,500	339,000			
	145	307,700	339,300			
	146	307,900	339,700			
	147	308,200	340,100			
	148	308,600	340,500			
	149	308,800	340,800			
	150	309,000	341,200			
	151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 239,700	基準給料月額 円 260,200	基準給料月額 円 267,500	基準給料月額 円 277,900	基準給料月額 円 294,300

備考　この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

（第２条関係）

熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２７年条例第５５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
（特定任期付職員の給与に関する特例）

	140	306,200	337,600			
	141	306,400	337,900			
	142	306,800	338,300			
	143	307,200	338,600			
	144	307,500	339,000			
	145	307,700	339,300			
	146	307,900	339,700			
	147	308,200	340,100			
	148	308,600	340,500			
	149	308,800	340,800			
	150	309,000	341,200			
	151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 239,700	基準給料月額 円 260,200	基準給料月額 円 267,500	基準給料月額 円 277,900	基準給料月額 円 294,300

備考　この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

現　　行
（特定任期付職員の給与に関する特例）

第７条　（略）

２　（略）

３　前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例の適用除外等）

第８条　熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５１号。次項において「給与条例」という。）第３条、第４条、第７条、第８条の３、第１２条、第１３条第２項、第１３条の２及び第１５条の２の規定は、特定任期付職員には適用しない。

２　特定任期付職員に対する給与条例第１５条の３第１項及び第２項、第１６条第２項並びに第１６条の４第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１５条の３第１項中「管理監督職員が」とあるのは「管理監督職員及び熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「管理監督職員等」という。）が」と、「当該管理監督職員」とあるのは「当該管理監督職員等」と、同条第２項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」と、給与条例第１６条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、給与条例第１６条の４第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」とする。

（第３条関係）

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年条例第２３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
附　則 １～３７　（略） ３８　新給与条例第４条第３項から第１１項及び第７条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ３９～４２　（略）

第７条　（略）

２　（略）

３　任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

４　第２項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例の適用除外等）

第８条　熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５１号。次項において「給与条例」という。）第３条、第４条、第７条、第８条、第８条の３、第１２条、第１３条第２項、第１３条の２、第１５条の２及び第１６条の４の規定は、特定任期付職員には適用しない。

２　特定任期付職員に対する給与条例第１６条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の１７５」とする。

現　　行

附　則

１～３７　（略）

３８　新給与条例第４条第３項から第１１項まで、第７条、第８条及び第８条の３の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

３９～４２　（略）

議案第１５号の参考資料

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（失業者の退職手当） 第１４条　（略） ２～１０　（略） １１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 ⑴～⑶　（略） ⑷　安定した職業に就いた者　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 ⑸・⑹　（略） １２・１３　（略） １４　第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。	（失業者の退職手当） 第１４条　（略） ２～１０　（略） １１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 ⑴～⑶　（略） ⑷　職業に就いたもの　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 ⑸・⑹　（略） １２・１３　（略） １４　第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。 ⑴　雇用保険法第５６条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 ⑵　雇用保険法第５６条の３第１項第１号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該就業促進手当について同条第５項の規定

改　正　案	現　行
１５～１７　（略）	により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
（退職手当の支払の差止め）	１５～１７　（略）
第１７条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。	（退職手当の支払の差止め）
⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	第１７条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
⑵　（略）	⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
２～４　（略）	⑵　（略）
５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	２～４　（略）
⑴　（略）	５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確	⑴　（略）
	⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定

改　正　案	現　行
定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合	した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合
⑶　（略）	⑶　（略）
６～１０　（略）	６～１０　（略）
（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）	（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）
第１８条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１６条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	第１８条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１６条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
⑴　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	⑴　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（退職をした者の退職手当の返納）	（退職をした者の退職手当の返納）
第１９条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１６条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１４条第３項、第６項又は第８項	第１９条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１６条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１４条第３項、第６項又は第８項

改　正　案	現　行
の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第１項及び第２１条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（同項及び同条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。	の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第１項及び第２１条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（同項及び同条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
⑴　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	⑴　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）	（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）
第２１条　（略）	第２１条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第１９条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第１９条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
５～８　（略）	５～８　（略）
附　則	附　則
１～１２　（略）	１～１２　（略）
１３　平成１６年３月３１日に国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧	１３　平成１６年３月３１日に国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）附則別表第１の上欄に掲げる機関（以

改　正　案	現　行
機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第４条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第２条第１項に規定する国立大学法人及び同条第３項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。	下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第４条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第２条第１項に規定する国立大学法人及び同条第３項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
１４～１６　（略）	１４～１６　（略）
１７　令和９年３月３１日以前に退職した職員に対する第１４条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進	１７　令和７年３月３１日以前に退職した職員に対する第１４条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進

改　正　案	現　行
規則で定める者に該当し、かつ、市長するために必要な職業安定法第４条第が同項に規定する指導基準に照らして４項に規定する職業指導を行うことが再就職を促進するために必要な職業安適当であると認めたもの（アに掲げる定法第４条第４項に規定する職業指導者を除く。） を行うことが適当であると認めたもの とする。 」 １８～２２　（略）	規則で定める者に該当し、かつ、市長するために必要な職業安定法第４条第が同項に規定する指導基準に照らして４項に規定する職業指導を行うことが再就職を促進するために必要な職業安適当であると認めたもの（アに掲げる定法第４条第４項に規定する職業指導者を除く。） を行うことが適当であると認めたもの とする。 」 １８～２２　（略）

議案第１６号の参考資料

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計条例（平成１７年条例第５９号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定に基づき、次に掲げる熊谷都市計画事業土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計（以下「会計」という。）を設置する。 ⑴～⑶　（略） ⑷　熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業	（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定に基づき、次に掲げる熊谷都市計画事業土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計（以下「会計」という。）を設置する。 ⑴～⑶　（略）

議案第１７号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
４５	建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次号及び第４５号の２の２に規定する審査を除く。）	ア　床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が３０平方メートル以内の場合　８，０００円 イ　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の場合　２０，０００円 ウ　床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の場合　３４，０００円 エ　床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以内の場合　３６，０００円 オ　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内の場合　３９，０００円 カ～コ　（略）
４５の２	建築物に関する確認の申請又は計画の通知（申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）　前号アからコまでの額に、昇降機１基につき１４，０００円（小荷物専用昇降機については、５，０００円）を加算した額 イ　確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合　前号アからコまでの額に、計画の変更をする昇降機１基につき７，０００円（小荷物専用昇降機については、４，０００円）を加算した額 ウ　確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合　前号アからコまでの額 エ　（略）
４５の２の２	建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３	第４５号アからコまでの額（昇降機を含む建築物については、前号アからエまでの額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

現　　行

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
４５	建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が３０平方メートル以内の場合　７，０００円 イ　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の場合　１４，０００円 ウ　床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の場合　２４，０００円 エ　床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内の場合　３１，０００円 オ～ケ　（略）
４５の２	建築物に関する確認の申請又は計画の通知（申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）に対する審査	ア　昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）　前号アからケまでの額に、昇降機１基につき１４，０００円（小荷物専用昇降機については、５，０００円）を加算した額 イ　確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合　前号アからケまでの額に、計画の変更をする昇降機１基につき７，０００円（小荷物専用昇降機については、４，０００円）を加算した額 ウ　確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合　前号アからケまでの額 エ　（略）

	号）第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）	（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。） ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満の場合　１４，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上の場合　１６，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満の場合　２７，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の場合　４３，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の場合　６８，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上の場合　８８，０００円 イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。） ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満の場合　７，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上の場合　８，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満の場合　１３，５００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の場合　２１，５００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の場合　３４，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上の場合　４４，

		０００円
４５の３	（略）	（略）
４６	（略）	（略）
４７	建築物に関する完了検査（次号及び第４７号の２の２に規定する完了検査を除く。）	ア　イ以外の場合 ⑴　床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が３０平方メートル以内のとき　１５，０００円 ⑵　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のとき　２４，０００円 ⑶　床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のとき　３４，０００円 ⑷　床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のとき　３７，０００円 ⑸　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のとき　４２，０００円 ⑹～⑽　（略） イ　中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合 ⑴～⑶　（略） ⑷　床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のとき　２８，０００円 ⑸　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のとき　３６，０００円 ⑹～⑽　（略）
４７の２	建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）（次号に規定する完了検査を除く。）	（略）
４７の２の２	建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項又は第１２条第２項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	第４７号ア又はイの額（昇降機を含む建築物については、同号ア又はイの額に前号ア又はイの額を加算した額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額 ア　床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、第５５号の２０ア⑶、オ及びカ、第５５号の２０の２ア⑶、オ及びカ並びに第５５号の２１ア⑶、オ及びカにお

４５の３	（略）	（略）
４６	（略）	（略）
４７	建築物に関する完了検査（次号に規定する完了検査を除く。）	ア　イ以外の場合 ⑴　床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が３０平方メートル以内のとき　１４，０００円 ⑵　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のとき　１７，０００円 ⑶　床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のとき　２４，０００円 ⑷　床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のとき　３５，０００円 ⑸～⑼　（略） イ　中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合 ⑴～⑶　（略） ⑷　床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のとき　３３，０００円 ⑸～⑼　（略）
４７の２	建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	（略）

		いて同じ。）が３０平方メートル以内の場合　３，０００円 イ　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の場合　５，０００円 ウ　床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の場合　６，０００円 エ　床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以内の場合　７，０００円 オ　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内の場合　８，０００円 カ　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の場合　１１，０００円 キ　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の場合　１６，０００円 ク　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の場合　４１，０００円 ケ　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内の場合　６６，０００円 コ　床面積の合計が５０，０００平方メートルを超える場合　１３３，０００円
４７の３	（略）	（略）
４８	（略）	（略）
４８の２	建築物に関する中間検査（次号に規定する中間検査を除く。）	ア～ウ　（略） エ　床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以内の場合　２７，０００円 オ　床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内の場合　３３，０００円 カ～コ　（略）
４８の３	建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	ア　中間検査の対象が建築物（建築設備を除く。以下この号において同じ。）のみの場合　前号アからコまでの額 イ　中間検査の対象が建築物及び昇降機の場合　前号アからコまでの額に、中間検査の対象となる昇降機１基につき１６，０００円（小荷物専用昇降機については、１０，０００円）を加算した額 ウ　（略）
５５の	（略）	（略）

４７の３	（略）	（略）
４８	（略）	（略）
４８の２	建築物に関する中間検査（次号に規定する中間検査を除く。）	ア～ウ　（略） エ　床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内の場合　３１，０００円 オ～ケ　（略）
４８の３	建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	ア　中間検査の対象が建築物（建築設備を除く。以下この号において同じ。）のみの場合　前号アからケまでの額 イ　中間検査の対象が建築物及び昇降機の場合　前号アからケまでの額に、中間検査の対象となる昇降機１基につき１６，０００円（小荷物専用昇降機については、１０，０００円）を加算した額 ウ　（略）
５５の	（略）	（略）

4		
５５の４の２	既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係における建築の認定の申請に対する審査	２７，０００円
５５の４の３	既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築の認定の申請に対する審査	２７，０００円
５５の１１	長期優良住宅建築等計画の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前号ア⑴又はイ⑴の額（共同住宅等については、同号ア⑵㈠から㈨まで又はイ⑵㈠から㈧までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額 ア　第４５号アからコまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額 イ　（略） ウ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ⑴　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（⑵に掲げるものを除く。）　第４５号の２の２ア⑴㈠又は㈡の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号ア⑵㈠から㈣までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額） ⑵　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。）　第４５号の２の２イ⑴㈠又は㈡の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号イ⑵㈠から㈣までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額） エ　（略）

4		
５５の１１	長期優良住宅建築等計画の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前号ア(1)又はイ(1)の額（共同住宅等については、同号ア(2)(i)から(ii)まで又はイ(2)(i)から(ii)までの床面積の合計の区分に応じ定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額 ア　第４５号アからケまでの床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める額 イ　（略） ウ　（略）

５５の１２	（略）	（略）
５５の１３	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の１１アの額に、前号ア⑴又はイ⑴の額（共同住宅等については、同号ア⑵㈠から㈢まで又はイ⑵㈠から㈢までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額）を加算し、第５５号の１１イからエまでに掲げる場合はそれぞれ同号イからエまでに定める額を更に加算して得た額
５５の１６	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア～ウ　（略） エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２９，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　３３，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５９，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１００，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１７５，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　２５６，０００円 オ・カ　（略）
５５の１７	低炭素建築物新築等計画の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に	前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額 ア　第４５号アからコまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額

５５の１２	（略）	（略）
５５の１３	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の１１アの額に、前号ア(1)又はイ(1)の額（共同住宅等については、同号ア(2)(i)から(iii)まで又はイ(2)(i)から(iii)までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、第５５号の１１イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
５５の１６	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算した額 ア～ウ　（略） エ・オ　（略）
５５の１７	低炭素建築物新築等計画の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に	前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額 ア　第４５号アからケまでの床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める額

	対する審査	イ　（略） ウ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 (1)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。）　第４５号の２の２ア(1)(i)又は(ii)の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号ア(2)(i)から(iv)までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額） (2)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。）　第４５号の２の２イ(1)(i)又は(ii)の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号イ(2)(i)から(iv)までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額） エ　（略）
５５の１８	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア～ウ　（略） エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１４，５００円 (ii)　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１６，５００円 (2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２９，５００円 (ii)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方

		対する審査	イ　（略） ウ　（略）
	５５の１８	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算した額 ア～ウ　（略）

		メートル未満のとき　５０，０００円 ㈲　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　８７，５００円 ㈳　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１２８，０００円 オ・カ　（略）
５５の１９	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５４条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の１７アの額に、前号の合算した額を加算し、第５５号の１７イからエまでに掲げる場合はそれぞれ同号イからエまでに定める額を更に加算して得た額
５５の２０	建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項（同法第３１条第２項において準用する場合を含む。次号及び第５５号の２１において同じ。）の認定（同法第２９条第３項に規定する他の建築物に係るものに限る。次号及び第５５号の２１において同じ。）を受けたことを示す書類が提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　５，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。㈡から㈳まで、イ⑵及びエ⑵、次号ア⑵、イ⑵及びエ⑵並びに第５５号の２１ア⑵、イ⑵及びエ⑵において同じ。）が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２３，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　５２，０００円 ㈳　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９４，０００円 ⑶　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円

		エ・オ　（略）
５５の１９	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する同法第５４条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の１７アの額に、前号の合算した額を加算し、第５５号の１７イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
５５の２０	建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第３５条第１項（同法第３６条第２項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の認定（同法第３４条第３項に規定する他の建築物に係るものに限る。同号において同じ。）を受けたことを示す書類が提出された場合 (1)　(2)以外の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計（市長が別に定める算定方法により算定したものをいう。以下この号及び次号において同じ。）が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 (ii)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１９，０００円 (iii)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３１，０００円 (iv)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円 (v)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１４９，０００円 (vi)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　１８８，０００円 (vii)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２３５，０００円 (2)　変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の判定を行う場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００

		㈠　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１９，０００円 ㈡　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３１，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１４９，０００円 ㈤　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　１８８，０００円 ㈥　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２３５，０００円 イ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　４０，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　４４，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　８０，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１３５，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２３０，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　３３０，０００円 ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，

		円 (i) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　９，５００円 (ii) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１５，５００円 (iii) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　４７，０００円 (iv) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７４，５００円 (v) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円 (vi) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１１７，５００円 イ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの (1) (2)以外の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i) 床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２６７，０００円 (ii) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　３３４，０００円 (iii) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　４３２，０００円 (iv) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６１６，０００円 (v) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７５９，０００円 (vi) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　８９８，０００円 (vii) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１，０２４，０００円 (2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の判定を行う場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i) 床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１３３，５００円 (ii) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１６７，０００円 (iii) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方

			０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　３８，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６６，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１２１，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１８３，０００円 エ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２９，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　３３，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５９，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１００，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１７５，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　２５６，０００円 オ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２６７，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　３３４，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　４３２，０００円

メートル未満のとき　２１６，０００円

(ⅳ)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　３０８，０００円

(ⅴ)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３７９，５００円

(ⅵ)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４４９，０００円

(ⅶ)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１２，０００円

ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの

(1)　(2)以外の場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ⅰ)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１０２，０００円

(ⅱ)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１３０，０００円

(ⅲ)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１７１，０００円

(ⅳ)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２７７，０００円

(ⅴ)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３６２，０００円

(ⅵ)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４３５，０００円

(ⅶ)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１０，０００円

(2)　変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の判定を行う場合　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ⅰ)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５１，０００円

(ⅱ)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　６５，０００円

(ⅲ)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　８５，５００円

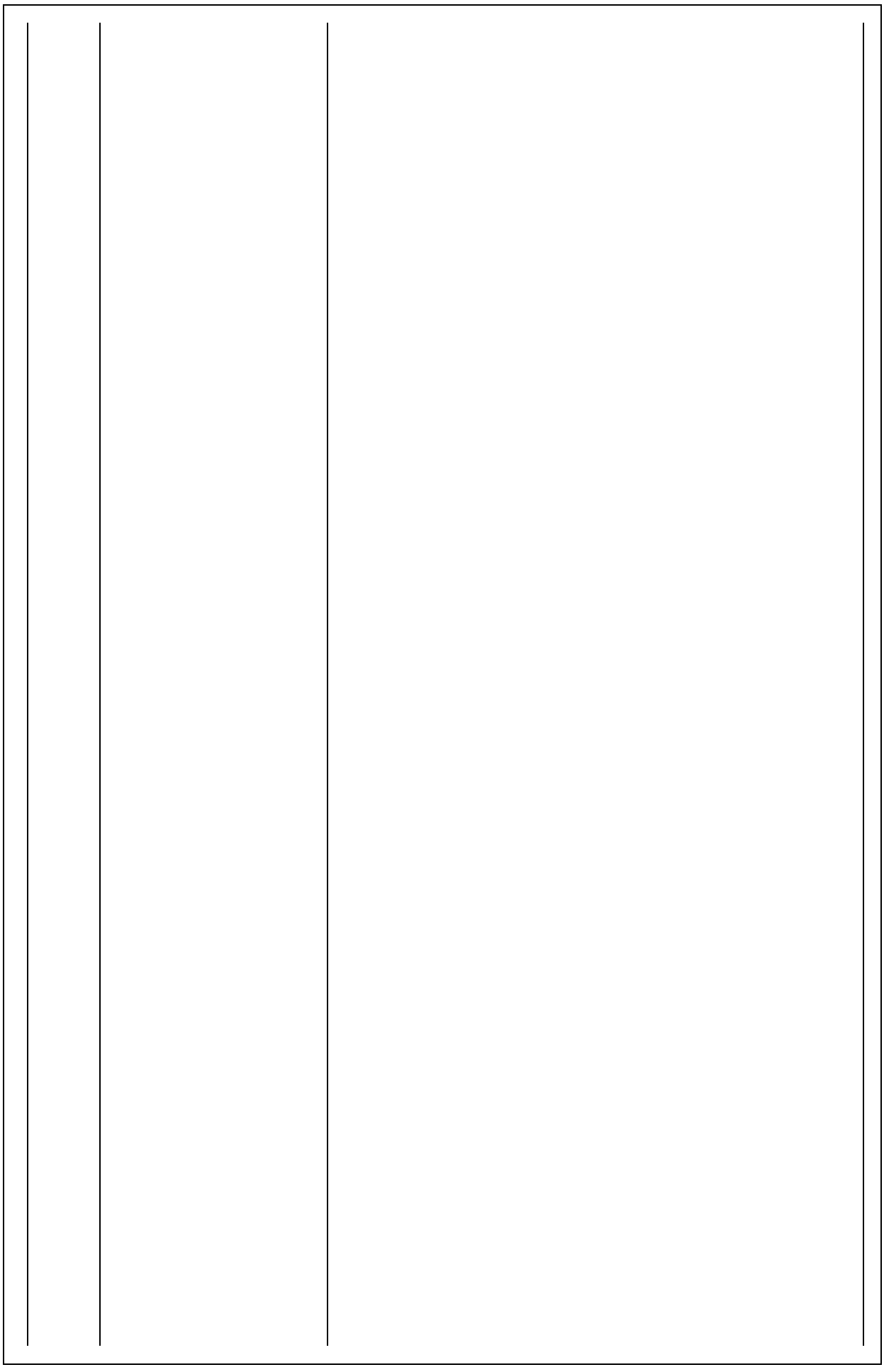
(ⅳ)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１３８，５００円

(ⅴ)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平

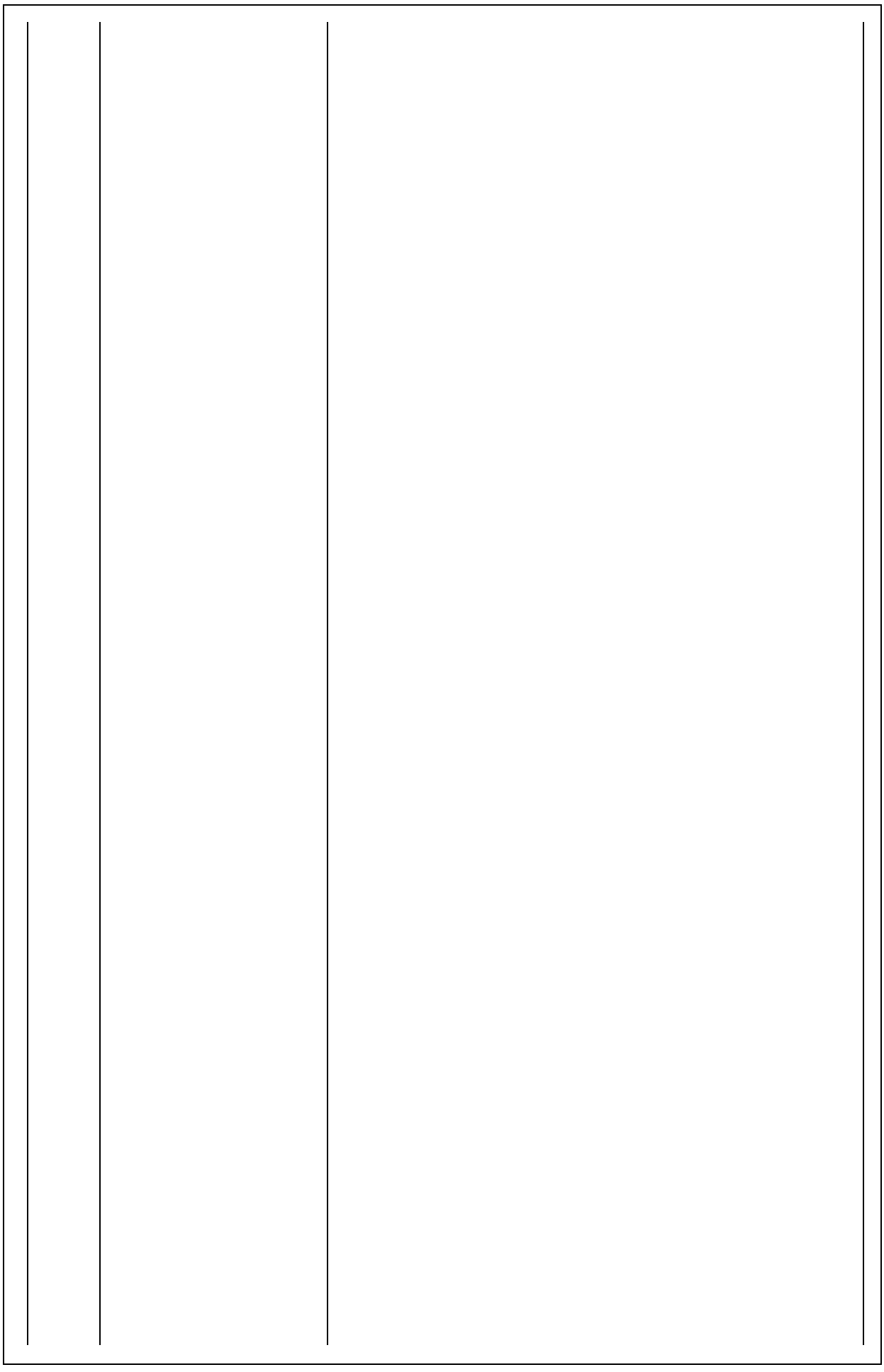
		⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６１６，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７５９，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　８９８，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１，０２４，０００円 カ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１０２，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１３０，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１７１，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２７７，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３６２，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４３５，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１０，０００円
５５の２０の２	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　２，５００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円 ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１１，５００円 ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２６，０００円

		方メートル未満のとき　１８１，０００円 (ｳ)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　２１７，５００円 (ｴ)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２５５，０００円

		(ⅳ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき ４７，０００円 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ) 床面積の合計が３００平方メートル未満のとき ５，５００円 (ⅱ) 床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき ９，５００円 (ⅲ) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき １５，５００円 (ⅳ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき ４７，０００円 (ⅴ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき ７４，５００円 (ⅵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき ９４，０００円 (ⅶ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき １１７，５００円 イ ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ) 床面積の合計が２００平方メートル未満のとき ２０，０００円 (ⅱ) 床面積の合計が２００平方メートル以上のとき ２２，０００円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ) 床面積の合計が３００平方メートル未満のとき ４０，０００円 (ⅱ) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき ６７，５００円 (ⅲ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき １１５，０００円 (ⅳ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき １６５，０００円 ウ ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの



		⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１０，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１１，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１９，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３３，０００円 ⓘⓘⓘ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６０，５００円 ⓘⓥ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９１，５００円 エ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１４，５００円 ⓘⓘ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１６，５００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２９，５００円 ⓘⓘ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　５０，０００円 ⓘⓘⓘ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　８７，５００円 ⓘⓥ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１２８，０００円 オ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１３３，



		５００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１６７，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２１６，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　３０８，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３７９，５００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４４９，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１２，０００円 カ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５１，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　６５，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　８５，５００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１３８，５００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１８１，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　２１７，５００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２５５，０００円
５５の２１	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明書の交付の申請に対する審査	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　２，５００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円

５５の２１	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明書の交付の申請に対する審査	ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第１項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　９，５００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１５，５００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方

		⑴　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１１，５００円 ⑵　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２６，０００円 ⑶　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　４７，０００円 ⑶　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　９，５００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１５，５００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　４７，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７４，５００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１１７，５００円 イ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円 ⑵　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　４０，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６７，５００円 ⑶　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方

		メートル未満のとき　４７，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７４，５００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１１７，５００円 イ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合する場合 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１３３，５００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１６７，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２１６，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　３０８，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３７９，５００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４４９，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１２，０００円 ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合する場合 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５１，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　６５，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　８５，５００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１３８，５００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１８１，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　２１７，５００円

		メートル未満のとき　１１５，０００円 (ⅳ)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１６５，０００円 ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの (1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ)　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１０，０００円 (ⅱ)　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１１，０００円 (2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１９，０００円 (ⅱ)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３３，０００円 (ⅲ)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６０，５００円 (ⅳ)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９１，５００円 エ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ)　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１４，５００円 (ⅱ)　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１６，５００円 (2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ⅰ)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２９，５００円 (ⅱ)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　５０，０００円 (ⅲ)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　８７，５００円

		⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２５５，０００円

		㈤　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１２８，０００円 オ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合するもの ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１３３，５００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１６７，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２１６，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　３０８，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３７９，５００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４４９，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１２，０００円 カ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合するもの ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５１，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　６５，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　８５，５００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１３８，５００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１８１，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　２１７，５００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２５５，０００円
５５の２２	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の

５５の２２	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の

	審査を除く。）	品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。㈠から㈣まで、イ⑵及びエ⑵並びに第５５号の２４ア⑵、イ⑵及びエ⑵において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ㈡～㈣　（略） ⑶　（略） イ・ウ　（略） エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２９，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　３３，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５９，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１００，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１７５，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　２５６，０００円 オ・カ　（略）
５５の２３	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第２項の規定による	前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額 ア　第４５号アからコまでの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額

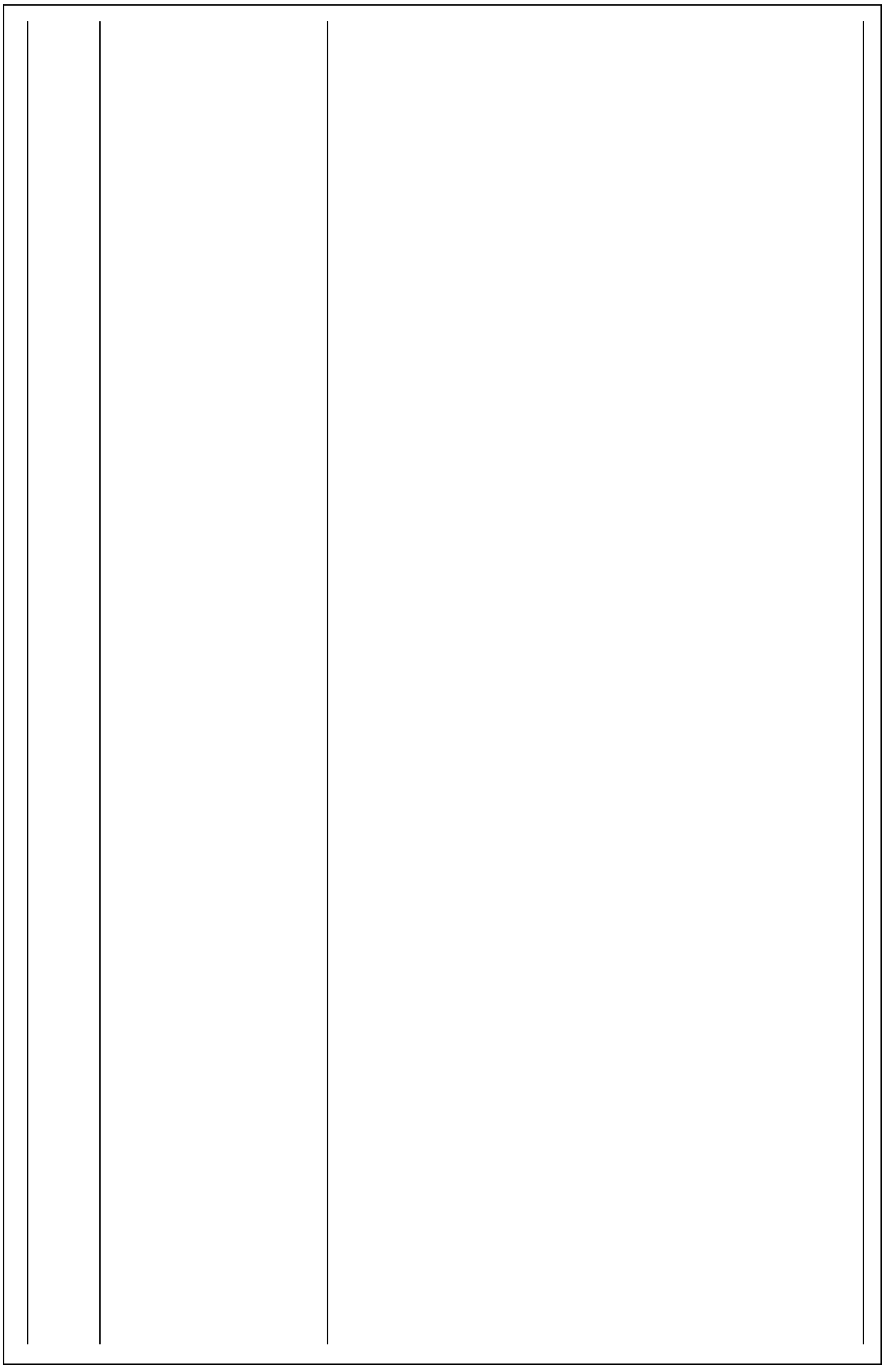
	審査を除く。）	品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴　（略） ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。㈡から㈣まで及びイ⑵、第５５号の２４ア⑵及びイ⑵並びに第５５号の２６ア⑵、イ⑵及びウ⑵において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ㈡～㈣　（略） ⑶　（略） イ・ウ　（略） エ・オ　（略）
５５の２３	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第２項の規定による	前号の合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額 ア　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３０平方メートル以内のとき　７，０００円

	申出を伴う申請に限る。）に対する審査	イ　（略） ウ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第１２条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合　申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ⑴　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（⑵に掲げるものを除く。）　第４５号の２の２ア⑴㈠又は㈡の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号ア⑵㈠から㈣までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額） ⑵　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第２項及び第１２条第３項の規定に基づくものに限る。）　第４５号の２の２イ⑴㈠又は㈡の床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額（住宅用途を含む建築物の住宅部分については、同号イ⑵㈠から㈣までの床面積の合計の区分に応じそれぞれに定める額） エ　（略）

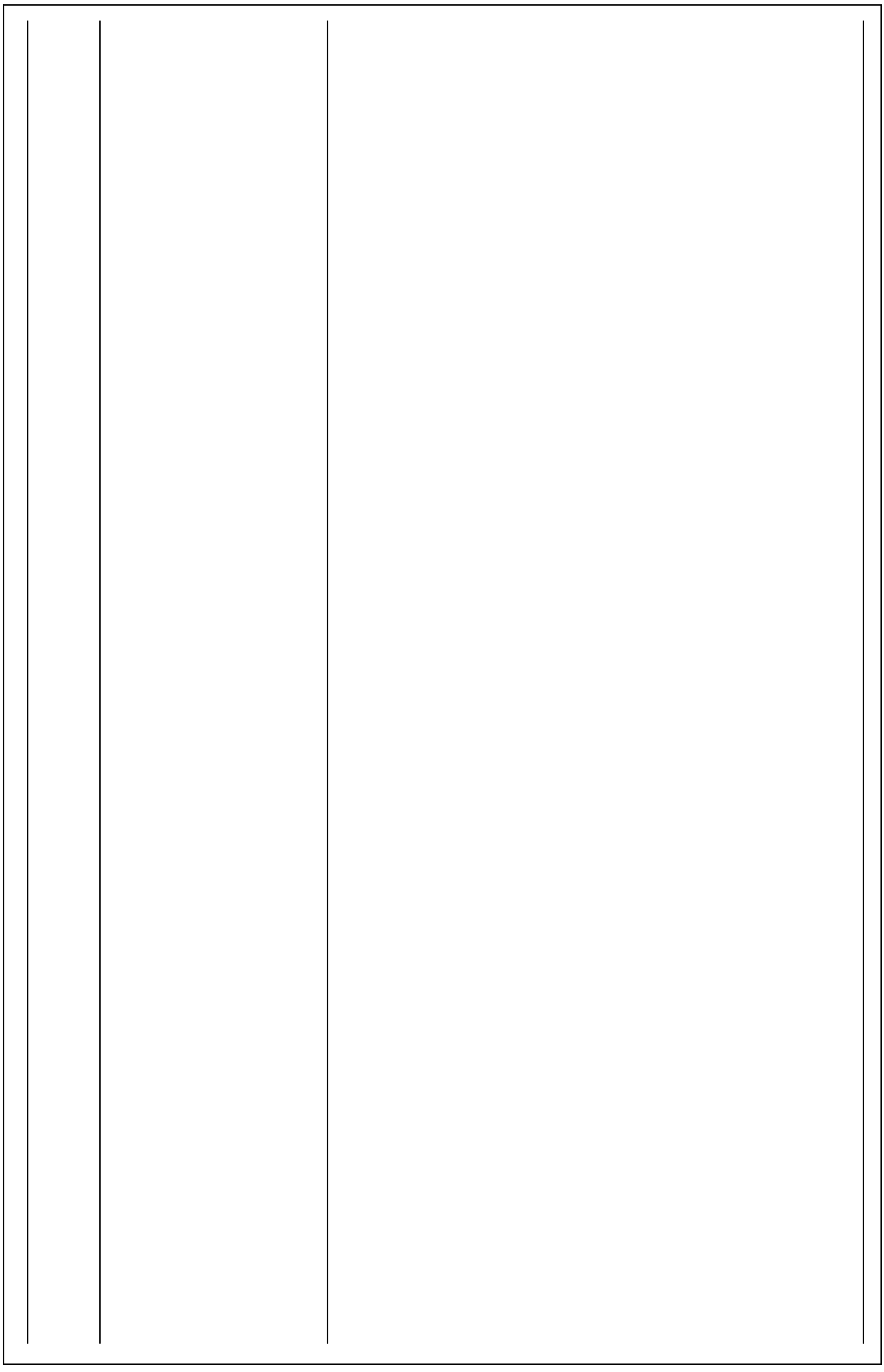
	申出を伴う申請に限る。）に対する審査	⑵　床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のとき　１４，０００円 ⑶　床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のとき　２４，０００円 ⑷　床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のとき　３１，０００円 ⑸　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　５８，０００円 ⑹　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のとき　７８，０００円 ⑺　床面積の合計が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　２３５，０００円 ⑻　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のとき　４２０，０００円 ⑼　床面積の合計が５０，０００平方メートルを超えるとき　７７７，０００円 イ　（略） ウ　（略）

５５の２４	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、第５５号の２２に定める額とする。 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴～⑶　（略） イ・ウ　（略） エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑵又は同号イ⑵及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１４，５００円 (ii)　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１６，５００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２９，５００円 (ii)　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　５０，０００円 (iii)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　８７，５００円 (iv)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１２８，０００円 オ・カ　（略）
５５の２５	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３１条第２項において準用する同法第３０条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の２３アの額に、前号の合算した額を加算し、第５５号の２３イからエまでに掲げる場合はそれぞれ同号イからエまでに定める額を更に加算して得た額

５５の２４	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、第５５号の２２に定める額とする。 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴～⑶　（略） イ・ウ　（略） エ・オ　（略）
５５の２５	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３６条第２項において準用する同法第３５条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の２３アの額に、前号の合算した額を加算し、第５５号の２３イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
５５の２６	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する	次に掲げる額を合算した額 ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１



	審査	項第３号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項の建設住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　５，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２３，０００円 ⓘⓘⓘ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　５２，０００円 ⓘⓥ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９４，０００円 ⑶　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１９，０００円 ⓘⓘⓘ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３１，０００円 ⓘⓥ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円 ⓥ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１４９，０００円 ⓥⓘ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　１８８，０００円 ⓥⓘⓘ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２３５，０００円 イ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　４０，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　４４，



		０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　８０，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１３５，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２３０，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　３３０，０００円 ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第２号イ⑵及びロ⑵又は同号イ⑶及びロ⑶に定める基準に適合するもの ⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円 ㈡　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円 ⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　３８，０００円 ㈡　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６６，０００円 ㈢　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１２１，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１８３，０００円 エ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２６７，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　３３４，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方

備考　（略）

		メートル未満のとき　４３２，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６１６，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７５９，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　８９８，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１，０２４，０００円 オ　ア以外の場合で、基準等省令第１条第１項第１号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１０２，０００円 ⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１３０，０００円 ⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１７１，０００円 ⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２７７，０００円 ⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３６２，０００円 ⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４３５，０００円 ⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１０，０００円

備考　（略）

議案第１８号の参考資料

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷都市計画事業土地区画整理事業施行規程に関する条例（平成１７年条例第２０６号）

（下線部分は改正部分）

改正案

別表第１（第２条、第３条、第５条関係）

事業の名称	事業の施行地区	事務所の所在地
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業	佐谷田字飯塚、字山神の各一部、太井字地田の一部	熊谷市中西四丁目２０番１５号

現行

別表第１（第２条、第３条、第５条関係）

事業の名称	事業の施行地区	事務所の所在地
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
熊谷都市計画事業ソシオ流通センター駅周辺土地区画整理事業	佐谷田字飯塚、字山神の各一部、太井字地田の一部	熊谷市宮町二丁目４７番地１

議案第１９号の参考資料

熊谷市営駐車場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市営駐車場条例（平成１７年条例第２１４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

第１２条　（略）

（料金を無料とする日）

第１３条　市長は、必要があると認めるときは、本町駐車場の料金を無料とする日を定めることができる。

第１４条～第１８条　（略）

別表（第７条関係）

駐車場名	利用形態	単位	金額	備考
本町駐車場	普通駐車	１台につき３０分までごとに	１００円	１　午前７時から午後１２時までの間の利用をいい、同一日の利用時間内で3時間を超える場合は４００円を限度とする。 ２　翌日も継続して利用する場合は、午前７時から翌日分の料金計算をし、翌日の利用が３時間を超える場合は４００円を限度とする。３日目以降の利用も同様とする。複数日の継続利用の料金は、利用日ごとの料金の合計額とする。 ３　入車後１時間までは、無料とする。
	（略）	（略）	（略）	（略）

現　　行

第１２条　（略）

第１３条～第１７条　（略）

別表（第７条関係）

駐車場名	利用形態	単位	金額	備考
本町駐車場	普通駐車	１台につき３０分までごとに	１００円	午前７時から午後１２時までの間の利用をいい、同一日の利用時間内で３時間を超える場合は６００円を限度とする。 翌日も継続して利用する場合は、午前７時から翌日分の料金計算をし、翌日の利用が３時間を超える場合は６００円を限度とする。３日目以降の利用も同様とする。複数日の継続利用の料金は、利用日ごとの料金の合計額とする。
	（略）	（略）	（略）	（略）

議案第２０号の参考資料

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年条例第２２３号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（経営の基本） 第３条　（略） ２　（略） ３　公共下水道事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。 ⑴　（略） ⑵　処理人口　９６，１７０人 ⑶　１日最大汚水量　４６，５２０立方メートル ４　（略）	（経営の基本） 第３条　（略） ２　（略） ３　公共下水道事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。 ⑴　（略） ⑵　処理人口　９２，８２０人 ⑶　１日最大汚水量　４９，５３５立方メートル ４　（略）

議案第２１号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（給与の種類） 第２条　（略） ２　（略） ３　手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。	（給与の種類） 第２条　（略） ２　（略） ３　手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。
（管理職手当） 第４条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき市長が指定するもの（以下「管理監督職員」という。）について支給する。	（管理職手当） 第４条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき市長が指定するものについて支給する。
（扶養手当） 第５条　（略） ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	（扶養手当） 第５条　（略） ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 ⑴　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
⑴～⑷　（略）	⑵～⑸　（略）
（休日勤務手当） 第９条　（略） ２　（略） ３　前２項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は年末年始の休日（１２月２９日から翌年の１月３日までの日（国民の祝日に関する法律に	（休日勤務手当） 第９条　（略） ２　（略） ３　前２項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は年末年始の休日１２月２９日から翌年の１月３日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいい、代休日を

改　正　案	現　行
規定する休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）をいう。	指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。
第１１条　（略）	第１１条　（略）
（管理職員特別勤務手当） 第１１条の２　管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	
	（特定任期付職員業績手当） 第１３条の２　特定任期付職員業績手当は、熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２７年条例第５５号。以下「任期付職員条例」という。）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。
（会計年度任用職員についての適用除外） 第１８条　第４条、第５条、第５条の３、第７条、第１０条、第１１条及び第１１条の２の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 ２　（略）	（会計年度任用職員についての適用除外） 第１８条　第４条、第５条、第５条の３、第７条、第１０条、第１１条及び第１３条の２の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 ２　（略）
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第１９条　第５条及び第１４条の規定	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第１９条　第５条、第５条の３及び第１４

改　正　案	現　行
は、地方公務員法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員には適用しない。 （特定任期付職員等についての適用除外） 第２０条　第４条、第５条、第５条の３、第８条、第９条第２項及び第１０条の規定は、熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２７年条例第５５号。以下「任期付職員条例」という。）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。 ２　（略）	条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員には適用しない。 （特定任期付職員等についての適用除外） 第２０条　第４条、第５条、第５条の３、第８条、第９条第２項、第１０条及び第１３条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 ２　（略）

議案第２２号の参考資料

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成１８年条例第１８６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（欠格条項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 ⑴　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ⑵・⑶　（略）	（欠格条項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 ⑴　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ⑵・⑶　（略）

議案第２３号の参考資料

熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１８年条例第１８７号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

（退職報償金支給の制限）

第８条　退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

⑴　拘禁刑以上の刑に処せられた者

⑵～⑸　（略）

別表（第２条関係）

階級	勤務年数						
	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上３５年未満	３５年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1，079，000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1，009，000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

現　　行

（退職報償金支給の制限）

第８条　退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

⑴　禁錮以上の刑に処せられた者

⑵～⑸　（略）

別表（第２条関係）

階級	勤務年数					
	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上
団長	２３９，０００円	３４４，０００円	４５９，０００円	５９４，０００円	７７９，０００円	９７９，０００円
副団長	２２９，０００円	３２９，０００円	４２９，０００円	５３４，０００円	７０９，０００円	９０９，０００円
分団長	２１９，０００円	３１８，０００円	４１３，０００円	５１３，０００円	６５９，０００円	８４９，０００円
副分団長	２１４，０００円	３０３，０００円	３８８，０００円	４７８，０００円	６２４，０００円	８０９，０００円
部長及び班長	２０４，０００円	２８３，０００円	３５８，０００円	４３８，０００円	５６４，０００円	７３４，０００円
団員	２００，０００円	２６４，０００円	３３４，０００円	４０９，０００円	５１９，０００円	６８９，０００円

議案第２４号の参考資料

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成１９年条例第１０号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（罰則） 第２４条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。 ⑴　第７条第１項又は第１０条第１項の規定に違反して土砂等のたい積を行った者 ⑵　第１９条第２項の規定による命令に違反した者 第２５条　第６条第２項又は第１９条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第２４条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。 ⑴　第７条第１項又は第１０条第１項の規定に違反して土砂等のたい積を行った者 ⑵　第１９条第２項の規定による命令に違反した者 第２５条　第６条第２項又は第１９条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

議案第２５号の参考資料

熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例（平成２５年条例第２９号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（特別用途地区内の建築制限） 第２条　別表左欄に掲げる特別用途地区の区域（以下「区域」という。）内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が特別用途地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 ２　市長は、前項ただし書の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ、熊谷市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。 第５条　（略） （委任） 第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	（特別用途地区内の建築制限） 第２条　別表左欄に掲げる特別用途地区の区域（以下「区域」という。）内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。 第５条　（略）

議案第２６号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（食事の提供の特例） 第１６条　次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項各号に掲げる施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ⑴　（略） ⑵　当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 ⑶～⑸　（略） ２　（略）	（食事の提供の特例） 第１６条　次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項各号に掲げる施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ⑴　（略） ⑵　当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ⑶～⑸　（略） ２　（略）

議案第２７号の参考資料

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第３３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（報酬等） 第２条　（略） ２～１３　（略） １４　第１号会計年度任用職員の勤勉手当は、任期が２月以上の者（規則で定める者を除く。）で６月１日及び１２月１日（以下この項及び第１６項（これらの規定を第６条第６項において準用する場合を含む。）において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。 １５～１７　（略）	（報酬等） 第２条　（略） ２～１３　（略） １４　第１号会計年度任用職員の勤勉手当は、任期が２月以上の者（規則で定める者を除く。）で６月１日及び１２月１日（以下この項及び第１６項（これらの規定を第６条第６項において準用する場合を含む。）において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、その者の基準日以前６か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。 １５～１７　（略）

議案第２８号の参考資料

熊谷市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市犯罪被害者等支援条例（令和元年条例第３４号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
第７条　（略） （見舞金の支給） 第８条　市は、規則で定めるところにより、犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給するものとする。 ⑴　遺族見舞金　３０万円 ⑵　重傷病見舞金　１０万円 第９条～第１２条　（略）	第７条　（略） 第８条～第１１条　（略）

議案第２９号の参考資料

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第３５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
附　則	附　則
１～４　（略）	１～４　（略）
５　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第３３条第１項に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。	５　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第３３条第１項に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。
⑴　この条例の施行の際現に旧職員である者又はこの条例の施行前において旧職員であった者	⑴　この条例の施行の際現に旧職員である者又はこの条例の施行前において旧職員であった者
⑵　第３項第２号に掲げる者	⑵　第３項第２号に掲げる者
６　（略）	６　（略）
７　第５項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	７　第５項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。
８～１３　（略）	８～１３　（略）

議案第３１号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

工　　事　　名	熊谷市立勤労会館等解体工事
工　事　場　所	熊谷市石原１４１０番地１ほか
入　札　年　月　日	令和６年１１月６日

入　札　対　象　額	予　　定　　価　　格	最　低　制　限　価　格
255,860,000　円	255,860,000　円	235,391,200　円
うち消費税等の額	入　札　書　比　較　価　格	最低制限価格の100/110
23,260,000　円	232,600,000　円	213,992,000　円

番号	業　　者　　名	入　札　額		結果
		金　　額	順位	
1	田部井建設㈱	円 208,600,000		失格
2	㈲加賀崎建材興業	204,440,000		失格
3	大和建設㈱	218,000,000	1	落札
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合　　計
大和建設㈱	218,000,000　円	21,800,000　円	239,800,000　円

1　工 事 名　　熊谷市立勤労会館等解体工事

2　工事場所　　熊谷市石原１４１０番地１ほか

3　工事概要

⑴　勤労会館解体工事

⑵　勤労青少年ホーム解体工事

⑶　勤労者体育センター解体工事

⑷　防災倉庫Ａ解体工事

⑸　防災倉庫Ｂ解体工事

⑹　美術工芸室解体工事

⑺　その他

4　建物概要

⑴　勤労会館

構　造　　鉄筋コンクリート造　地上３階建て

面　積　　延べ面積　３，１９８㎡

⑵　勤労青少年ホーム

構　造　　鉄筋コンクリート造　地上２階建て

面　積　　延べ面積　６７１㎡

⑶　勤労者体育センター

構　造　　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　地上１階建て

面　積　　延べ面積　６４４㎡

⑷　防災倉庫Ａ

構　造　　鉄骨造　地上１階建て

面　積　　延べ面積　１５８㎡

⑸　防災倉庫Ｂ

構　造　　鉄骨造　地上１階建て

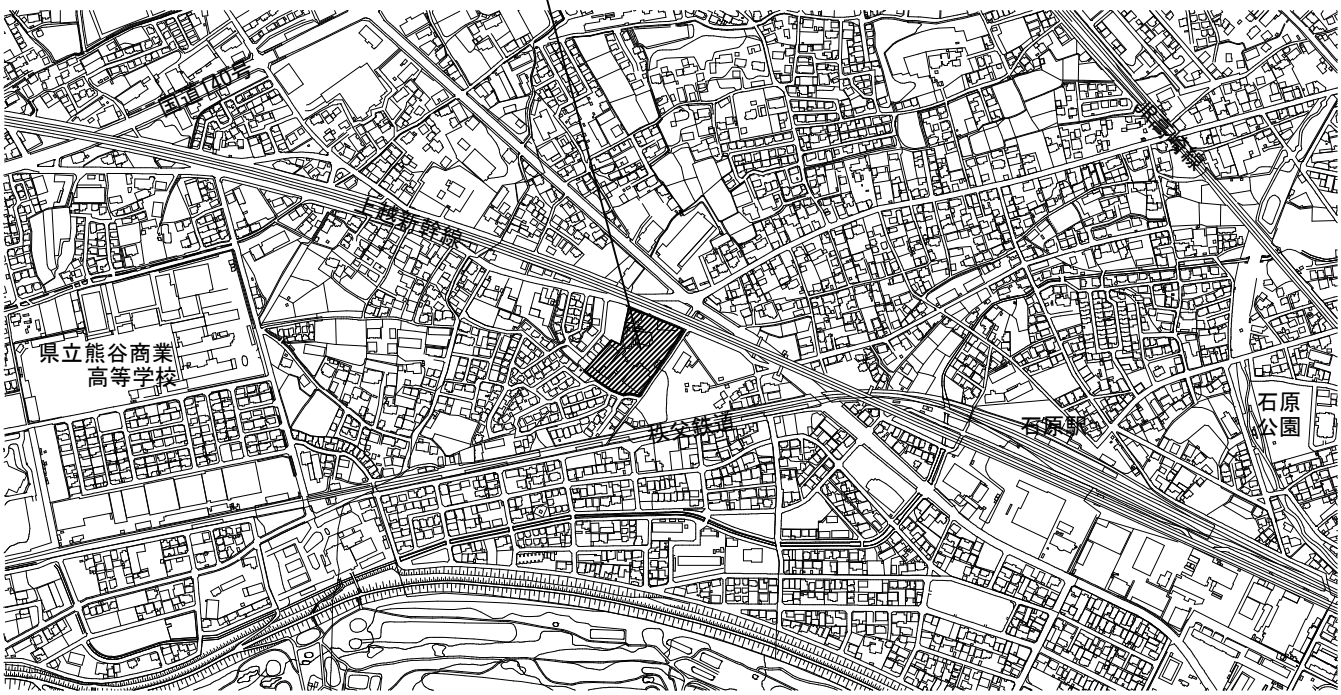
面　積　　延べ面積　７０㎡

⑹　美術工芸室

構　造　　コンクリートブロック造　地上１階建て

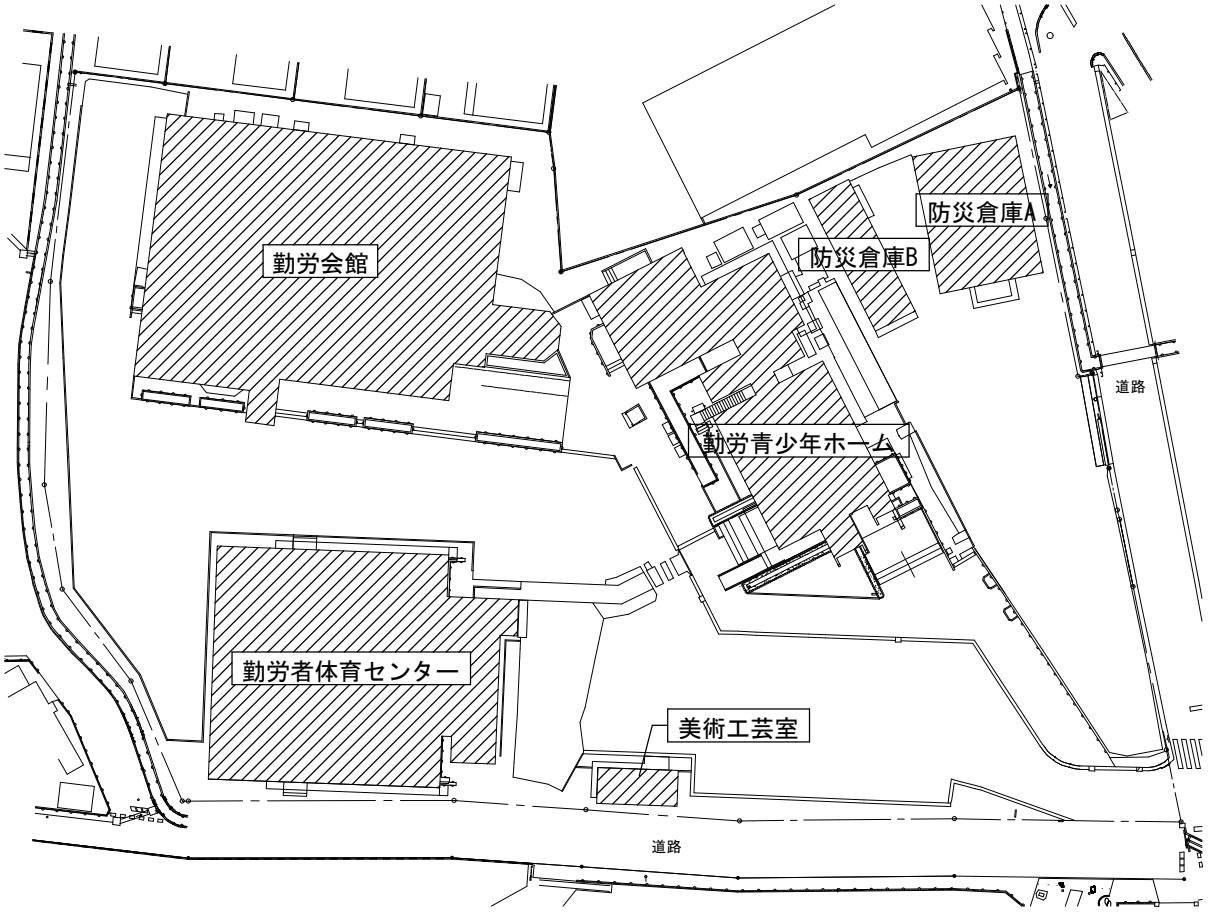
面　積　　延べ面積　３０㎡

工事場所：熊谷市石原１４１０番地１
熊谷市立勤労会館ほか



N

案　内　図



：解体建物を示す。

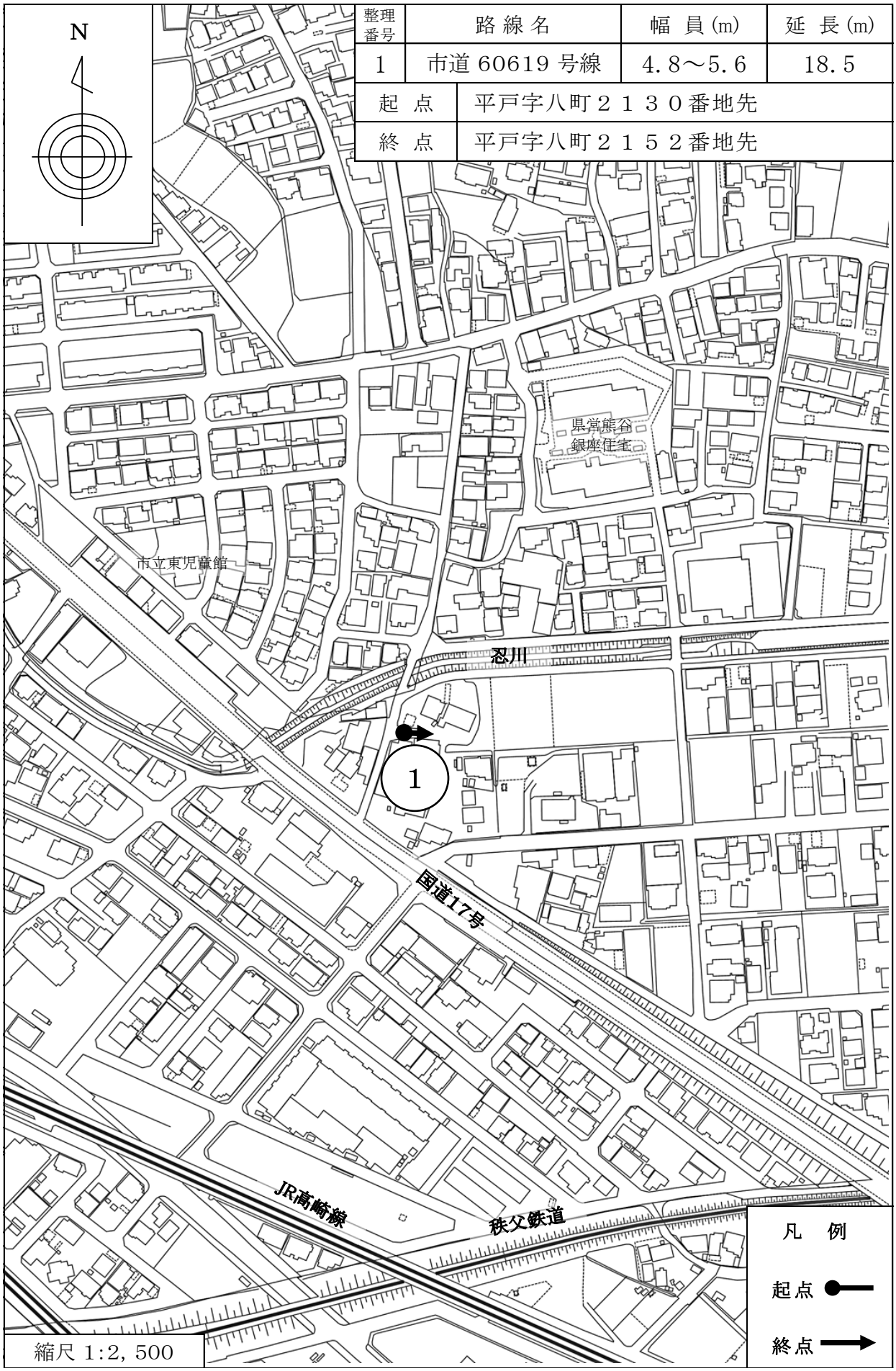
N

配置図　縮尺：1/800

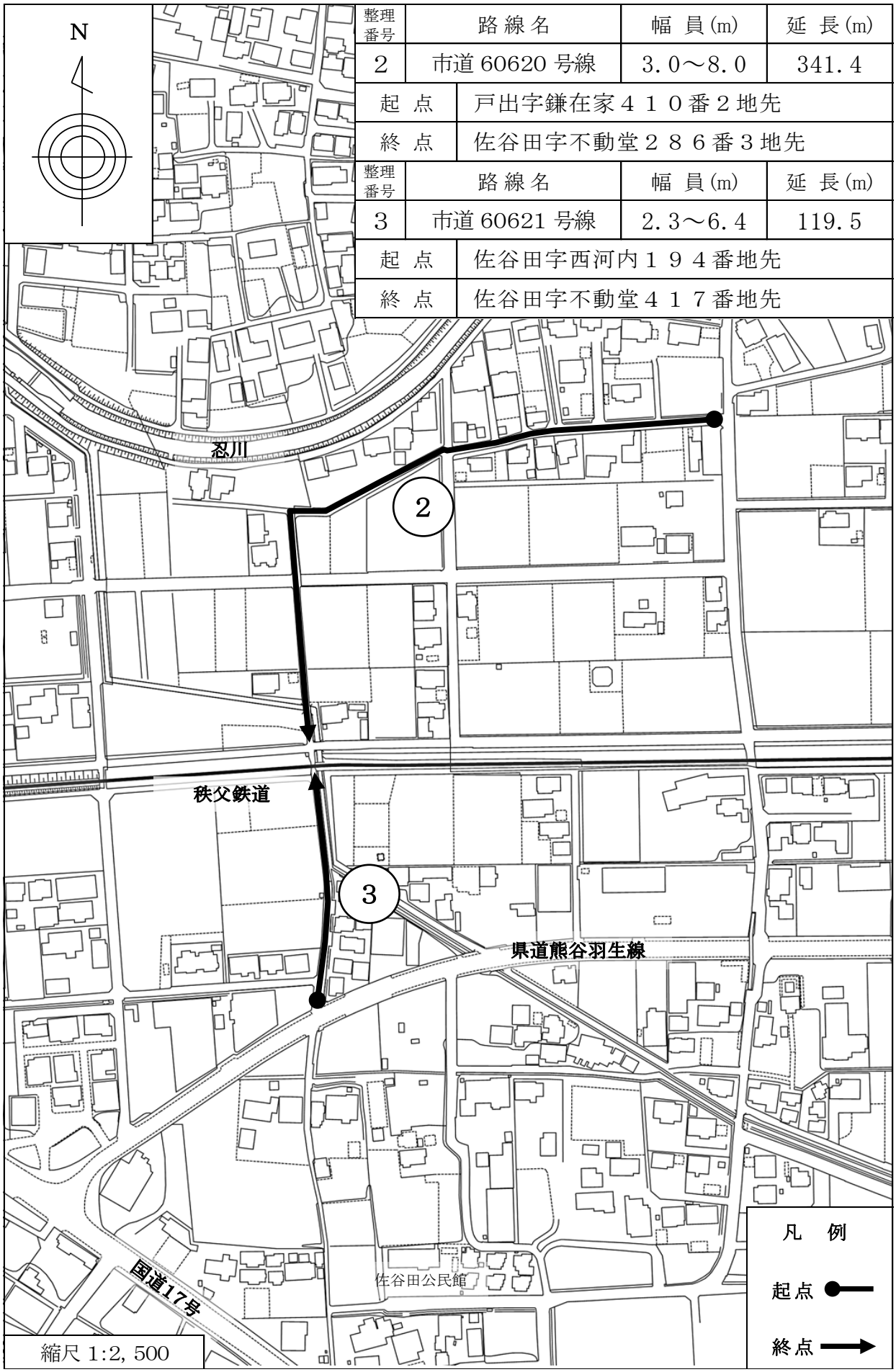
議案第　３２　号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路線名	認定理由
1	市道　60619　号線	未認定の道路を市道として管理したいため
2	市道　60620　号線	廃止する市道６０３２４号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
3	市道　60621　号線	廃止する市道６０３２４号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
4	市道　70593　号線	廃止する市道７０４０９号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
5	市道　70594　号線	廃止する市道７０４８１号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
6	市道　70595　号線	廃止する市道７０４８１号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
7	市道　70596　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
8	市道　80570　号線	廃止する市道８０３７３号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため

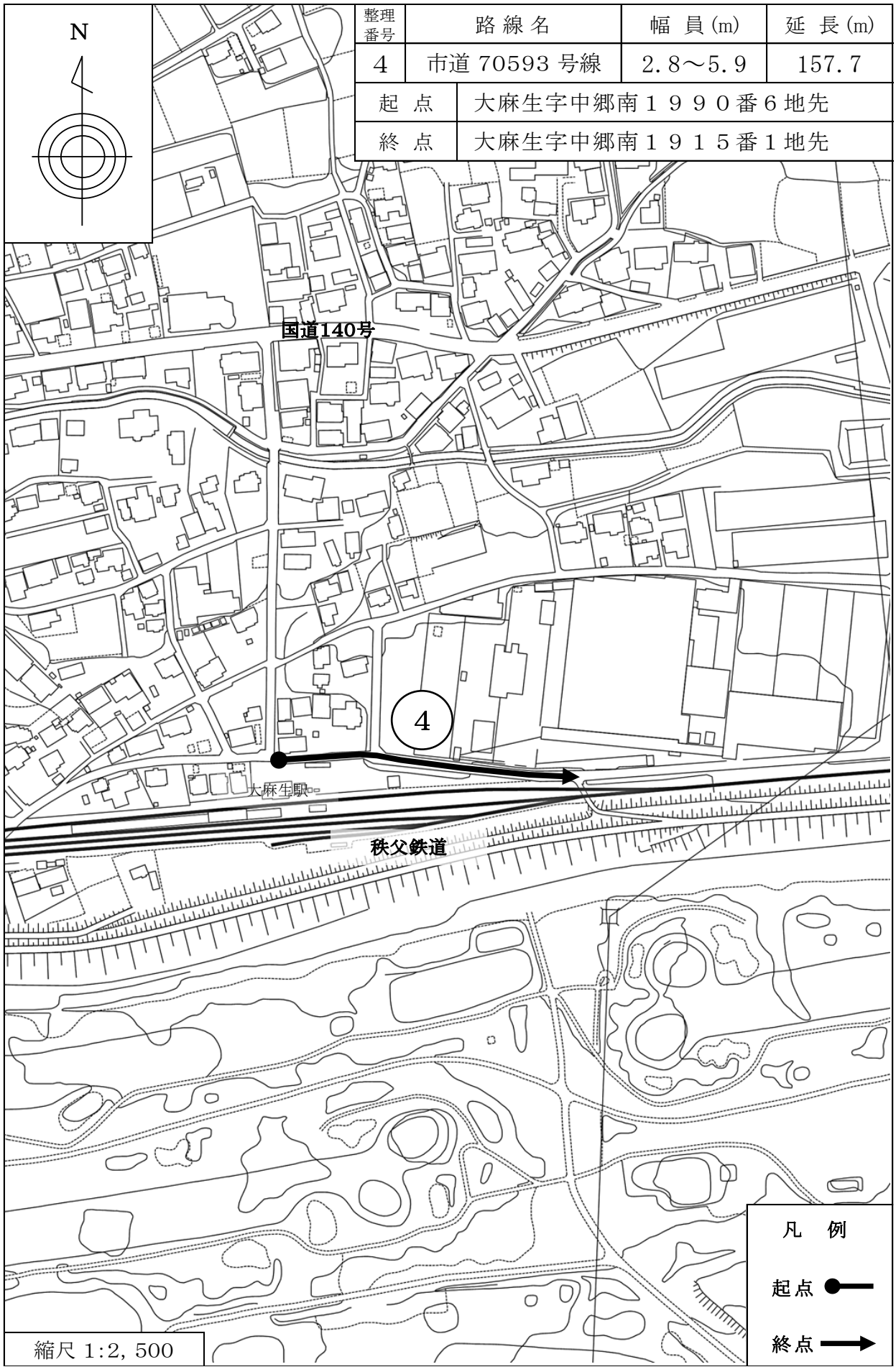


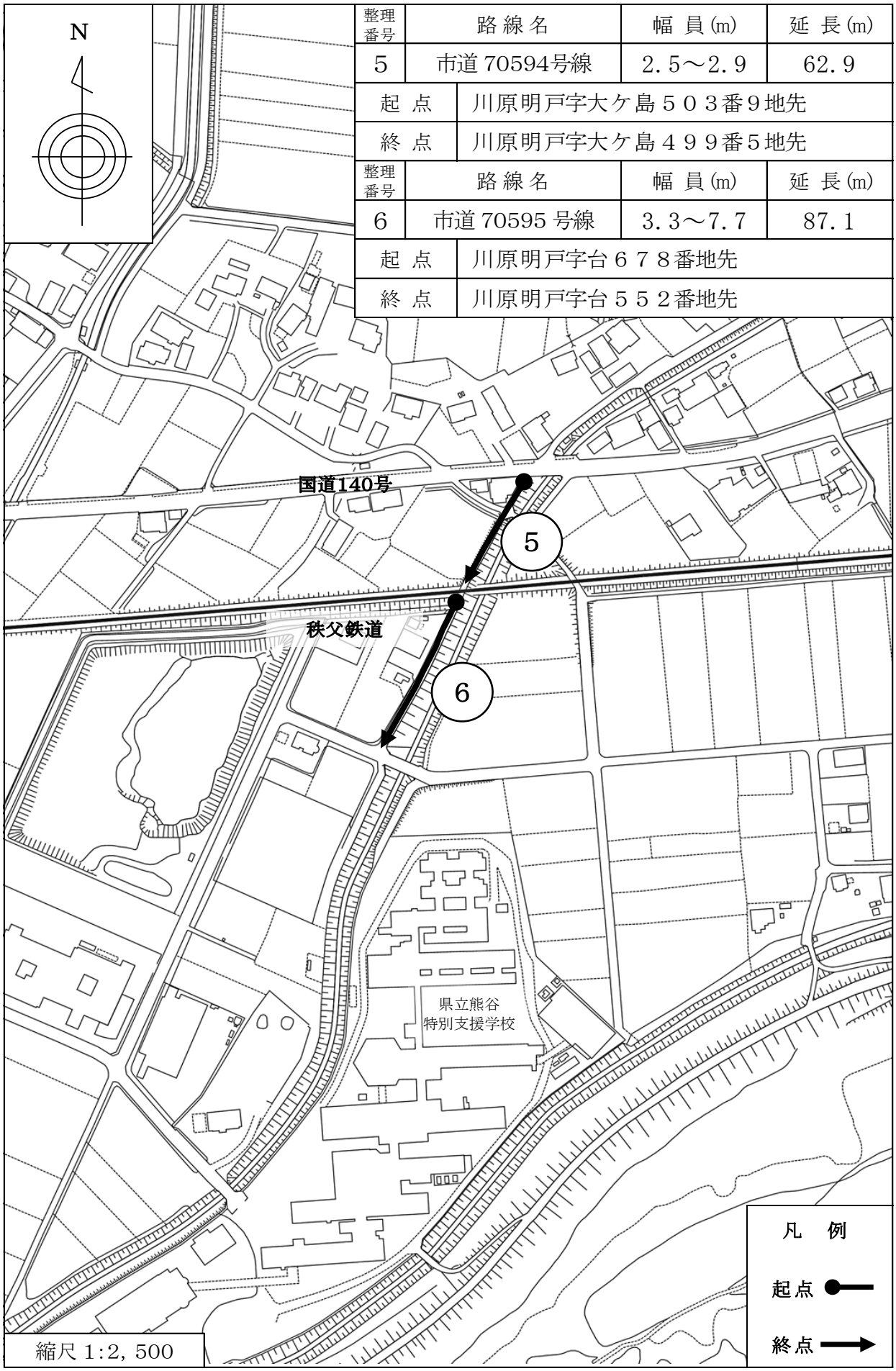
整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 60619 号線	4.8～5.6	18.5
起　点	平戸字八町２１３０番地先		
終　点	平戸字八町２１５２番地先		



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 60620 号線	3.0～8.0	341.4
起　点	戸出字鎌在家４１０番２地先		
終　点	佐谷田字不動堂２８６番３地先		

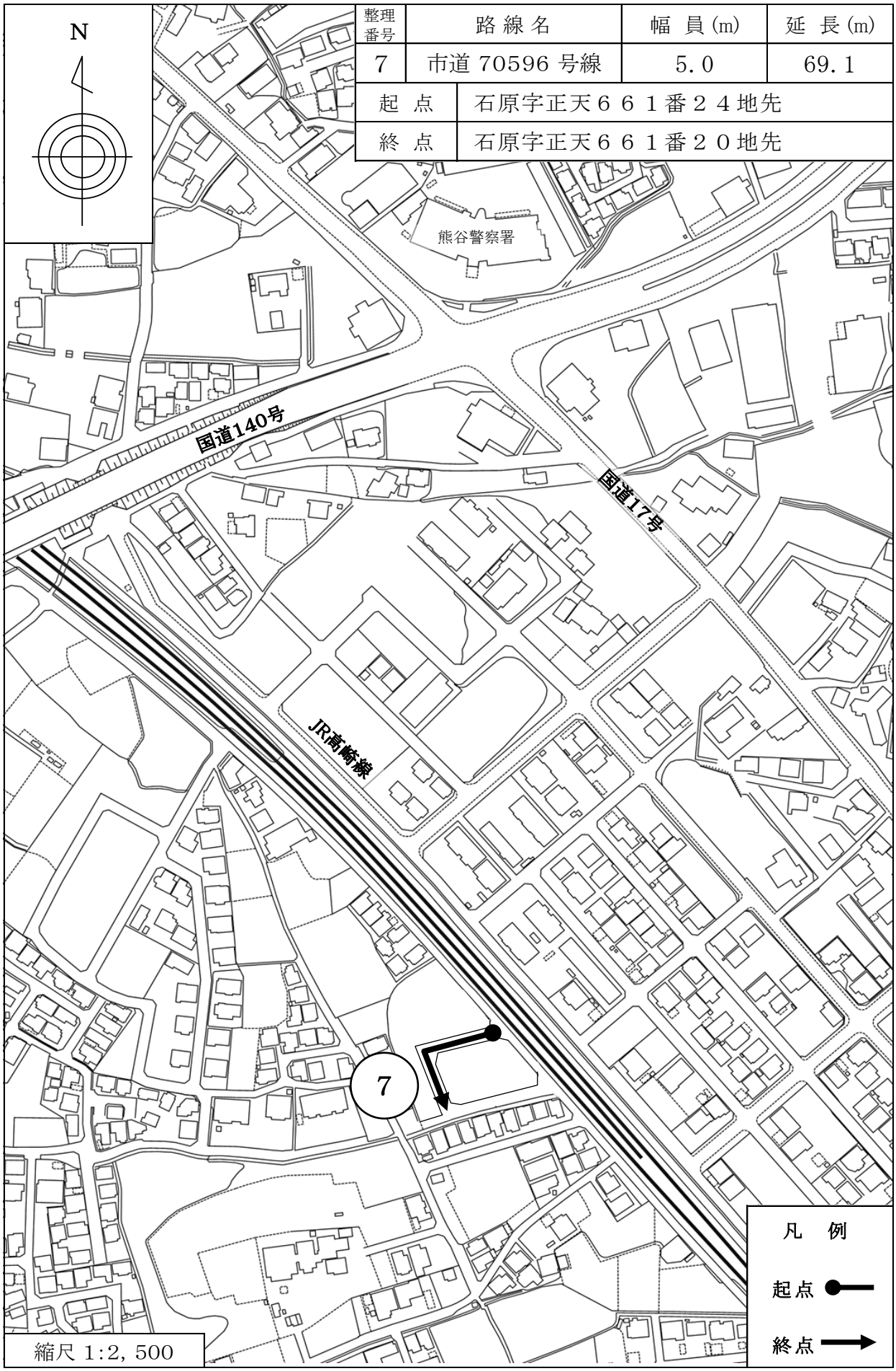
整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
3	市道 60621 号線	2.3～6.4	119.5
起　点	佐谷田字西河内１９４番地先		
終　点	佐谷田字不動堂４１７番地先		


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
4
市道 70593 号線
2.8～5.9
157.7
起点
大麻生字中郷南１９９０番６地先
終点
大麻生字中郷南１９１５番１地先
国道140号
4
大麻生駅
秩父鉄道
凡例
起点
終点
縮尺 1:2,500

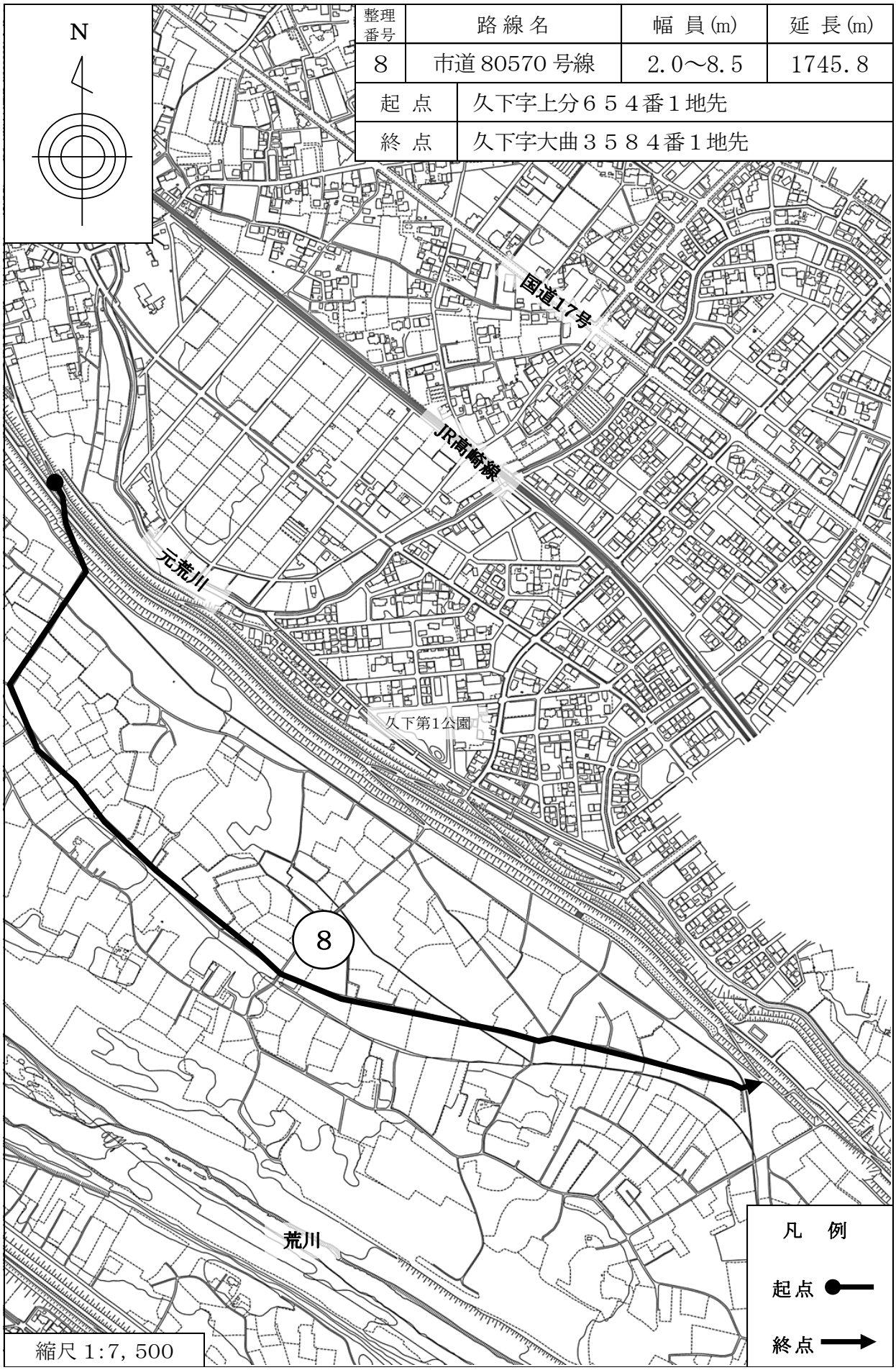


整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
5	市道 70594号線	2.5～2.9	62.9
起点	川原明戸字大ケ島５０３番９地先		
終点	川原明戸字大ケ島４９９番５地先		

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
6	市道 70595 号線	3.3～7.7	87.1
起点	川原明戸字台６７８番地先		
終点	川原明戸字台５５２番地先		



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
7	市道 70596 号線	5.0	69.1
起点	石原字正天６６１番２４地先		
終点	石原字正天６６１番２０地先		



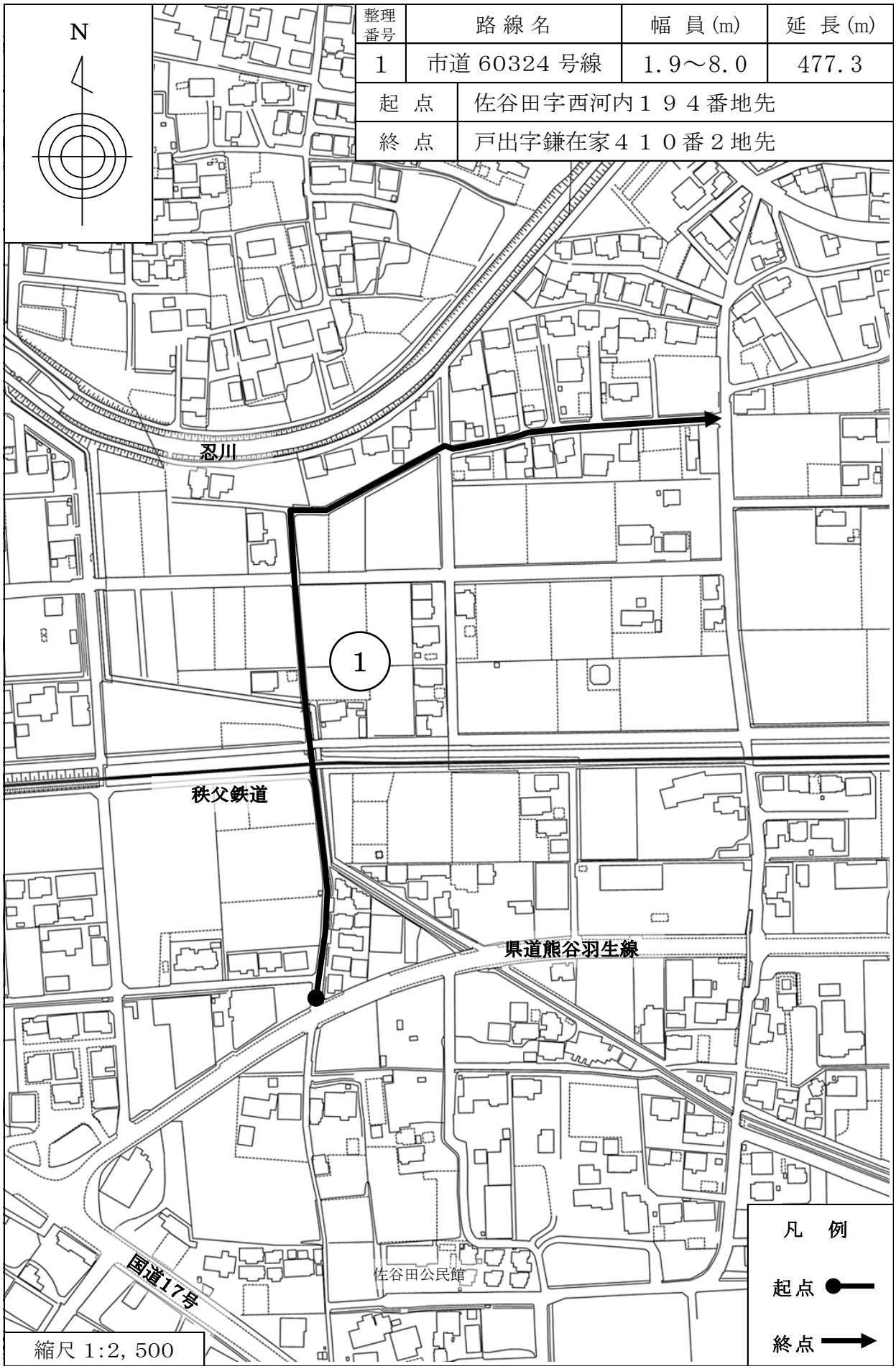
整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
8	市道80570号線	2.0～8.5	1745.8

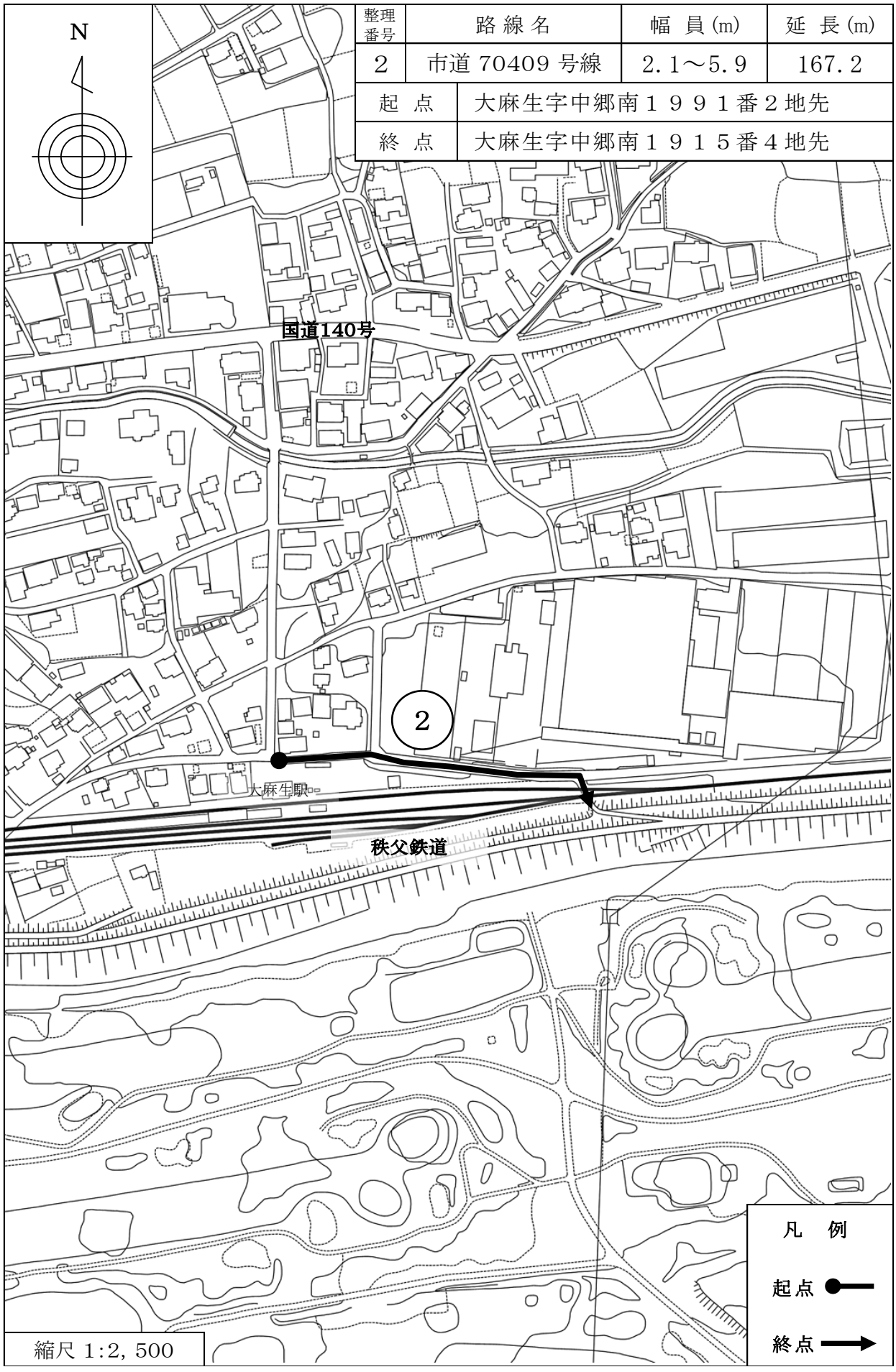
起　点	久下字上分６５４番１地先
終　点	久下字大曲３５８４番１地先

議案第　３３ 号の参考資料

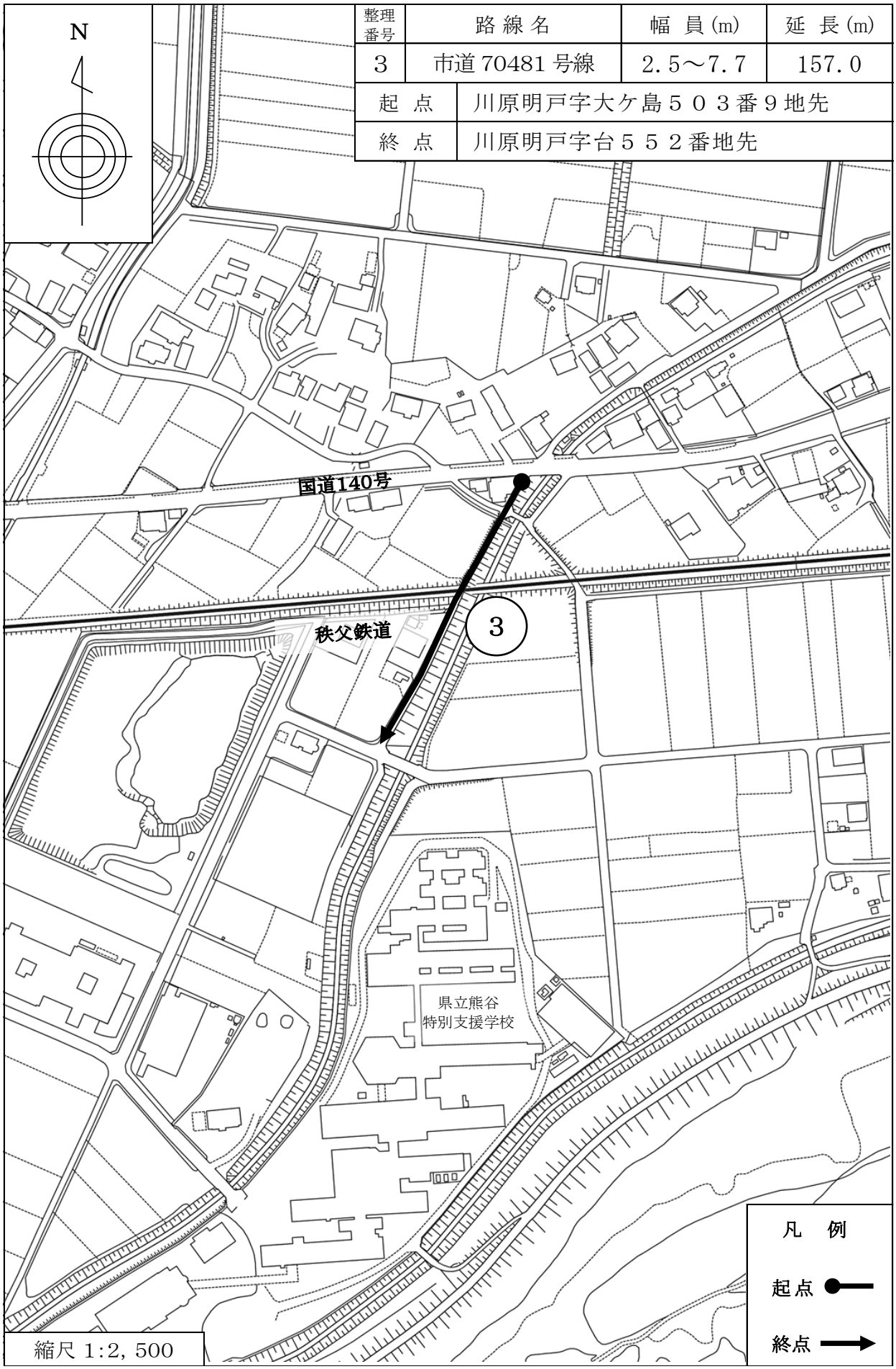
廃止路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	廃　止　理　由
1	市道　60324　号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
2	市道　70409　号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
3	市道　70481　号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
4	市道　80373　号線	荒川堤防整備工事に伴い、当該路線が当該工事の区域と重なるため
5	市道　妻沼3470　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
6	市道　江南7133　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

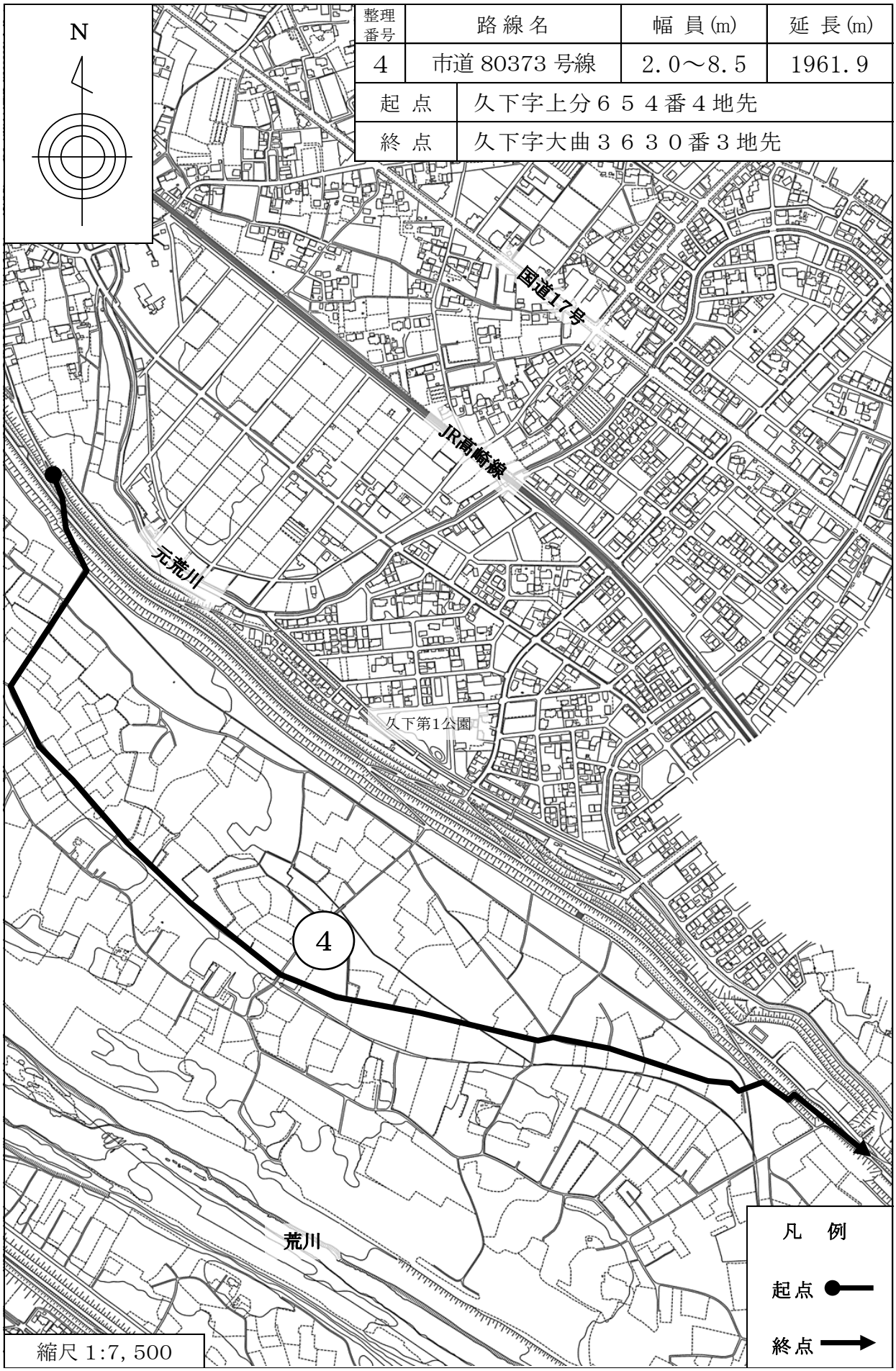

N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
1
市道 60324 号線
1.9～8.0
477.3
起点
佐谷田字西河内１９４番地先
終点
戸出字鎌在家４１０番２地先
忍川
1
秩父鉄道
県道熊谷羽生線
佐谷田公民館
国道17号
縮尺 1:2, 500
凡例
起点
終点



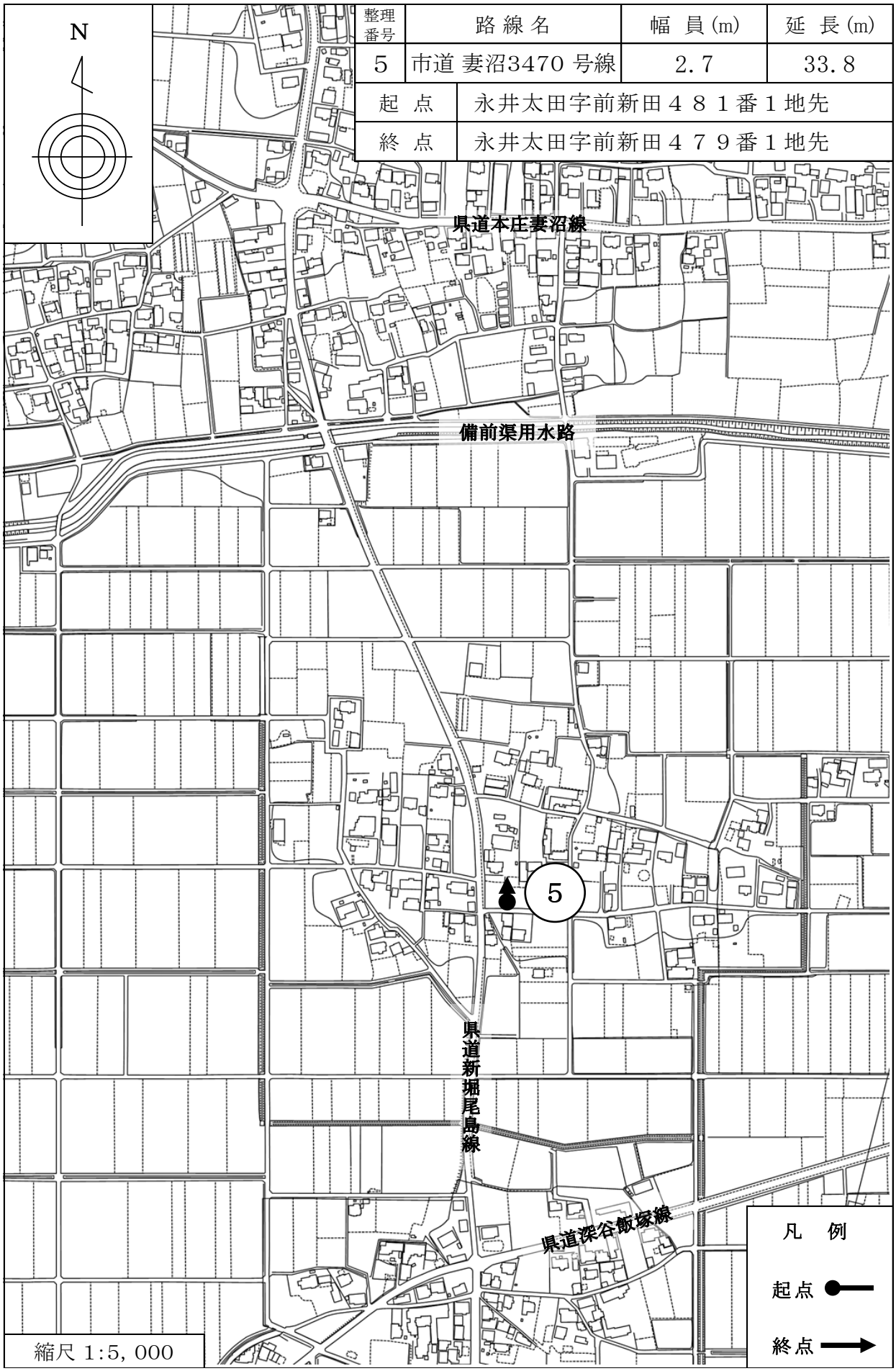
整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 70409 号線	2.1～5.9	167.2
起　点	大麻生字中郷南１９９１番２地先		
終　点	大麻生字中郷南１９１５番４地先		



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
3	市道 70481 号線	2.5～7.7	157.0
起　点	川原明戸字大ケ島５０３番９地先		
終　点	川原明戸字台５５２番地先		



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4	市道 80373 号線	2.0～8.5	1961.9
起点	久下字上分６５４番４地先		
終点	久下字大曲３６３０番３地先		



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
5	市道 妻沼3470 号線	2.7	33.8
起　点	永井太田字前新田４８１番１地先		
終　点	永井太田字前新田４７９番１地先		



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
6	市道 江南7133 号線	1.9	82.5
起　点	須賀広字谷向７５９番１地先		
終　点	須賀広字谷向７５９番１地先		